

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
1	R6.8.2	市政懇談会	小山田	地域振興部	地域づくり課	区長配布負担の軽減について	高齢化と人口減少や、定年延長により各種組織の役員の成り手が見つからず、任期の長期化により役員の高齢化が進み、組織の存続が困難になりつつある中、花巻市から行政区長に配布される文書、広報その他印刷物の世帯配布は、行政区長と実際に配布を担っている班長等にとって負担となっているのが現状である。 当地区に限らず他地区においても、いずれ同様の状況に陥るものと思われるため、それらの負担を軽減するお考えはないか伺いたい。	日頃、区長並びに班長の皆様には、市からの情報伝達に多大なるご協力をいただいております。感謝申し上げます。 文書配布に係る負担の軽減については、現在も個別のチラシ等はなるべく減らして広報はなまきに集約するよう努めているが、県や中部水道企業団、各小中学校等の関係機関から依頼を受けているものもあり、直ちに配布物を大幅に減らすのは難しい状況である。 また、広報はなまきを含めた市からの配布物の配布を仮に現在の月2回から月1回にした場合は、情報の即時性の確保が難しくなること、1回当たりの配布量が増えることも懸念される。区長をはじめとする地域の団体の役員などの負担軽減については、市としても課題として捉えているところであり、今回ご意見をいただいた「広報はなまき」などの印刷物の配布も含めて検討が必要と考えており、検討に当たっては市役所内部だけでなく、区長会なども話し合いを進めていきたいと考えている。 なお、「広報はなまき」については、担当部署に確認したところ、各行政区内において配布を担っていただいている行政区長や班長、連絡員の方々から配布の負担軽減のため、発行回数の見直しやデジタル版への移行を求める声も寄せられており、発行回数の見直しについて、検討を進めているとのことであった。 広報はなまきの発行回数を仮に月1回に減らす場合、前述したように情報の即時性の確保が難しくなることなどは考えられるが、市では、現在も情報発信の手段として「広報はなまき」のほかにホームページ、SNS、コミュニティFM、有線放送などの複数の広報媒体を活用しており、今年度後半には市公式LINEの開設も予定していることから、これらのデジタル版の広報媒体の利活用状況も確認しながら、引き続き検討を進めていきたいと考えているとのことである。 参考として、「まちづくり市民アンケート(令和5年度実績)」において、市からの情報を何から得ているかをお聞きした結果は、回答者の9割超が「広報はなまき」から得ていると回答している。また、発行回数・発行方法についての希望をお聞きした結果は、回答者の約6割が従来通り月2回を希望すると回答している。この結果から、担当部署としては、「広報はなまき」は、現状において、市が行う情報発信の最も重要なツールであると捉えており、その見直しについては慎重に検討する必要があると考えているとのことである。
2	R6.8.2	市政懇談会	小山田	地域振興部	地域づくり課	広報の配布方法について	近隣では、広報の配布を各世帯への郵送により行っているところもあると聞いているが、花巻市でもそういった情報を得ているか。	業者による各家庭への配布について、見積を取るなどして検討したこともあるが、金額が高額になることや配布までに10日程度を要するということもあり、現実的ではないと考えている。
3	R6.8.2	市政懇談会	小山田	地域振興部 総合政策部	地域づくり課 広報情報課	広報の配布について	アパートの一人暮らしの方や高齢者施設に入所している方についても広報を配布しているのか。 不要だという世帯や人口の増減が激しいアパートの状況などについて、精査しているものか。	【地域振興部長】 アパートの方については基本的には配布することとなっているが、施設に入所している方については把握していない。 【市長】 広報はなまきの発行回数についてはよく話題になるが、なかなか解決策が見つからない。 市民アンケートによると、市からの情報を広報はなまきから得ているという方は90%以上となっており、市としてもなるべく広報はなまきで情報発信するよう努めているが、情報が足りないという方もいる。 広報はなまきの発行を月1回にすると、適切なタイミングで情報を発信することが難しくなることから、月2回の発行が必要であると感じている。 また、配布の際は広報はなまきだけでなく、議会の広報(市議会だより)やコミュニティ会議の通知も一緒にお送りしている。これを広報はなまきの配布と分けると、情報をお伝えするためには発送を外注する必要があり、相当な金額が掛かってしまうと思われる。そういったこともあり、市としても苦慮しているところである。 徐々にタブレット端末を使ってインターネットで情報を得るようになり、紙での配布が不要となれば別だが、現時点では紙が見やすいという意見も多く、そうした中で広報はなまきの発行回数を減らすことは出来ない。 紙での配布が不要な方がいれば、その方については紙での配布をしないようにすることもできるので、お話しいただきたい。 ※施設への広報配布について後日確認した内容 施設によっては、広報の配布を希望する入居者をとりまとめて区長に報告しており、それに対応している行政区もあるが、すべてがそのように対応されている訳ではなく、行政区ごとの事情によって異なるもの。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
4	R6.8.2	市政懇談会	小山田	農林部	農政課	みどりの食料システム戦略への対応について	<p>国は、令和3年(2021年)に「みどりの食料システム戦略」を策定し、令和4年には、「みどりの食料システム法」が施行された。</p> <p>農業においても環境負荷低減を考慮しながら、農地や地域資源を有効活用することにより持続可能な農業の展開を進めていくことは、世界的な趨勢と捉えている。</p> <p>現在、花巻市内における環境負荷低減に配慮した農法(有機農業等)の取組状況を教えていただきたい。</p> <p>また、今後、花巻市としてこうした取組の推進・拡大に向けて、どのような支援策を講じていこうと考えているか伺う。</p>	<p>花巻市における環境負荷低減に配慮した農法(有機農業等)の取組状況については、地球温暖化防止や生物多様性保全等に取組み、環境保全に効果の高い営農活動に対し国が支援を行う「環境保全型農業直接支払交付金」を活用し、今年度12団体が取組んでおり、そのほか、無農薬栽培や有機栽培に取り組んでいる農業者は市内6経営体で、米や大豆、こまつな、かぶ、ねぎ、にんじんなどを作付けしている。</p> <p>また、市では国のみどりの食料システム戦略推進交付金の有機農業産地づくり推進事業を活用し、昨年度は花巻市の有機農業の目指す姿や目標設定について農業者と検討を重ねたほか、有機農業について周知する講演会を開催した。</p> <p>今年度については、昨年度と同様に国の交付金を活用し有機農業を広く周知する講演会等の事業に取り組むこととしているほか、有機農業者や環境負荷低減に取り組んでいる農業者、農業関係機関、団体による有機農業を推進する組織として協議会を設立する予定としている。</p> <p>この協議会では、有機農業を将来にわたり推進していくための目標設定や目標達成に向けた事業内容を記した有機農業実施計画の策定を行い、その後、有機農産物の生産及び消費拡大について定める実施計画の実現を目指し、有機農業に地域ぐるみで取り組む産地であることを市内外に向けて市が表明する「オーガニックビレッジ宣言」を今秋に行う予定としている。</p> <p>現在、市内で有機農業を実践する農業者の割合が0.2%に満たない状況であるが、市としては国の補助事業を活用し、有機農業や環境にやさしい農業を推進するため、今後設置予定の協議会が策定する実施計画に基づき、有機農業に取り組む面積や販路などが拡大できるよう関係機関と連携しながら必要な支援をしていく。</p>
5	R6.8.2	市政懇談会	小山田	農林部	農政課	オーガニックビレッジ宣言について	<p>オーガニックビレッジ宣言を今秋にすることについては公表されているか。</p>	<p>議会で答弁しているが、広報等での情報発信はしていない。</p>
6	R6.8.2	市政懇談会	小山田	農林部	農政課	環境保全型農業の推進について	<p>第2次まちづくり総合計画の前期アクションプランの中でも環境保全型農業を進めることについての記述があり、今後の施策の方向として農業の推進体制の構築を進めていくと書かれている。</p> <p>出来るだけ早めに組織を立ち上げて、市として本気で取り組むという姿勢を見せることで、農業者も有機農業の勉強会に参加するなど、自分たちが取り組むためにどうしたらいいかということを考えるようになると思う。</p>	<p>6月議会において、農林部長からオーガニックビレッジ宣言を行うこととお話しているが、具体的にどのようなことに取り組むかということについてはまだ聞いていない。</p> <p>具体的に何に取り組むかということは、皆さんと相談しながら検討していく必要があると思うので、その点はお願したい。</p>

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
7	R6.8.2	市政懇談会	小山田	農林部	農林務課	花巻市の鳥獣被害防止対策の内容と今後の計画について	<p>花巻市では、現在、狩猟免許取得助成や電気柵設置費用助成など鳥獣被害防止対策に取り組まれており、今年度新たな取り組みとして放任果樹伐採に対する補助が開始された。今までの取り組みと併せその内容について伺いたい。</p> <p>また、ハクビシン等の小動物捕獲箱わなの貸し出しを行っていると思うが、捕獲後の処理方法について伺う。加えてシカ等の大型動物の捕獲後の処理方法についても併せて伺う。</p>	<p>野生鳥獣による市内の農作物被害の状況だが、岩手県が毎年実施している「野生鳥獣による農作物の被害状況調査」による過去3年間の被害額は令和3年度8,848万円、令和4年度8,786万円、令和5年度7,859万円となっている。</p> <p>被害の内訳については、農作物別では果樹の被害が一番多く、過去3年間の被害額は20,622万円となっており、次に稲の被害が多く2,475万円となっており、その他に麦類、飼料作物、野菜が被害を受けている。</p> <p>鳥獣の種類別ではニホンジカの被害が最も多く、過去3年間の被害額は8,551万円となっており、次いでカラスの被害額が多く7,587万円、次いでハクビシン4,751万円、ツキノフグマ2,373万円、イノシシの1,089万円となっており、その他ネズミやタヌキの被害が発生している。</p> <p>このような状況の中、市では有害鳥獣対策として生息頭数を減らす捕獲の取組と農作物等を守る取組とを併せて行うことが重要であると考えている。</p> <p>はじめに、生息頭数を減らす対策としての捕獲の取組については、有害鳥獣による被害防止に向けて市が策定している花巻市鳥獣被害防止計画においてその年度の捕獲目標を定め、ニホンジカについては令和2年度まで825頭だったところを令和3年度から1,040頭に、イノシシについては令和2年度まで20頭だったところを令和3年度から50頭に増やし、この目標を達成するため従来の箱わなやくりわなの設置による捕獲に加え、通信機器を活用した箱わなの遠隔操作システムやくりわな捕獲通知システムを導入するなど捕獲対策を強化している。さらに、6月市議会でICT遠隔監視・自動捕獲システムを活用したイノシン用囲い罠を2基導入するための補正予算が可決されたことから、イノシンによる被害が多発する地域において運用することとしている。</p> <p>また、鳥獣による農林水産業等の被害を防止し、又は軽減することを目的として平成24年に花巻市鳥獣被害対策実施隊を組織し、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して捕獲活動を実施している。捕獲に関する国の交付金が、ニホンジカについては1頭当たりの単価が8,000円、イノシシについては1頭当たりの単価が成獣は7,000円で幼獣が1,000円となっており、更に、市では捕獲したニホンジカ1頭当たり8,000円が交付される国の交付金の交付対象頭数を上回った捕獲頭数分について市単独で国と同額の8,000円を補助するとともに、国の交付金への市単独での補助額の嵩上げを行っており、令和3年度から嵩上げの額をニホンジカ1頭当たりそれまでの5,000円から6,000円、イノシシ1頭当たりそれまでの6,000円から7,000円に増額し、イノシシ、ニホンジカとも1頭当たり国・市あわせて14,000円を交付している。その他、カラスについては1羽当たり国の交付金200円を交付していたが、令和4年度から市単独での補助額の嵩上げの対象とし1羽当たり300円を上乗せ交付するとともに、令和5年度から国の交付金の対象にハクビシンを加え1頭当たり1,000円を交付している。</p> <p>捕獲実績について、市全体ではニホンジカは令和3年度1,612頭、令和4年度1,410頭、令和5年度1,387頭、イノシシは令和3年度82頭、令和4年度70頭、令和5年度73頭、カラスは令和3年度188羽、令和4年度348羽、令和5年度194羽、ハクビシンは令和3年度68頭、令和4年度58頭、令和5年度85頭であり、東和地区は、ニホンジカが令和3年度315頭、令和4年度140頭、令和5年度398頭、イノシシは令和3年度5頭、令和4年度3頭、令和5年度14頭、カラスは令和3年度15羽、令和4年度実績なし、令和5年度80羽、ハクビシンは令和3年度11頭、令和4年度6頭、令和5年度9頭である。</p> <p>その他、花巻市鳥獣被害対策実施隊隊員の確保のため、今年度から花巻市鳥獣被害対策実施隊の定員を140名から160名に増員するとともに、新規狩猟免許取得者に対し、補助率2分の1、網猟免許、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許またはわな猟免許のいずれか1種類の免許取得の場合は上限を5,200円、前述の4種類の狩猟免許のうち2種類の免許を取得した場合は上限を10,400円として狩猟免許取得費に対する補助制度を設けており、令和2年度が11件、令和3年度が14件、令和4年度が8件、令和5年度が7件の利用があったところである。</p> <p>狩猟者の確保に向けた新たな取り組みとして、銃猟を行う狩猟者の装備品の購入費用に対する補助制度を創設したところである。装備品の購入費用については、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を取得した日から翌々年度の末日までの間にガンロックを購入した場合で、いずれも補助率は2分の1でガンロックの補助額は30,000円、装弾ロッカーの補助額は20,000円である。</p> <p>次に、農作物等を守る取組として、鳥獣被害の防止に効果が認められるものとして全国各地で取り組まれている電気柵の設置を支援するため、市では電気柵設置者に対し、個人の場合、補助率3分の2、農業者1名以上を含む3戸以上の団体の場合、補助率4分の3、いずれも上限なしとして補助金を交付しており、その実績は令和3年度が73件、656万4千円、令和4年度が96件、1,339万9千円、令和5年度が119件、2,031万6千円、今年度は6月末日時点1,893万2千円となっている。</p> <p>電気柵は広範囲に設置することで、より被害防止効果を高めることが期待できるが、これまでは補助対象者を市内在住者に限定しており、市外在住者の土地がある場合広範囲での設置ができず被害防止効果を高めることができないケースがあったことから、今年度、この問題を解決するため、市では補助対象者に市内の土地を所有する市外在住者を追加し、制度の拡充を図ったところである。</p> <p>新たな取り組みとして、野生鳥獣の誘引物となりうる不要果樹の伐採経費に対する補助制度を創設したところである。柿と栗を対象に、伐採を委託する場合の補助率は2分の1、ただし本当たりの上限は150,000円、果樹の所有者自身が伐採する場合の補助率は1本当たり2,000円で、補助額総額の上限はない。さらに、中心市街地に侵入する熊の侵入経路を特定すると、中心市街地に侵入した場合の早期発見・早期追い払いのため、熊がカメラに映った際は市の担当者に知らせが入るシステムのAIカメラを30台導入し、熊の移動経路と思われる場所14カ所に28台のカメラを設置した。また、6月市議会において、カメラを10台増設するための補正予算が可決されたことから、今後有害鳥獣対策参事や市が任用している有害鳥獣の生態などに詳しい有害鳥獣対策アドバイザーの意見を聞きながら、東和地区でのカメラの設置について検討していく。</p> <p>その他、市が任用した有害鳥獣対策アドバイザーが各地域に出向き、地域ぐるみの電気柵設置について希望する集落に設置方法等を提案するなど、鳥獣被害対策に関する研修会を行っており、令和4年度は6地区で7回、令和5年度は19地区で20回、今年度は6月末現在で1回実施している。このような研修会の際に地元の猟友会の会員の方にも同席していただき、地域の実情に応じた取組について話し合いをさせていただいており、その内容を踏まえつつ必要対応策を講じてまいりたいと考えている。</p> <p>市から箱罠を借り受けて捕獲したハクビシンなどの小動物の処理方法については、まず、ご自身で止め刺しをしていただくことになる。止め刺しの方法について有害鳥獣対策アドバイザーに確認したところ、箱罠に捕獲した小動物を入れたまま水没させる方法を取る場合が多いとのごことであった。その後は、岩手中部クリーンセンターへの持ち込み、または最寄りのごみ集積所への搬出、もしくはご自身の敷地内に埋設する、の3つの方法がある。岩手中部クリーンセンターへ持ち込みする場合は、受付日は月曜日～土曜日、受付時間は8時30分～17時00分、手数料は1体当たり1,200円である。</p> <p>最寄りのごみ集積所に出す場合は、手数料は掛からないが、東和地区では東和総合支所地域振興課産係に搬出日、搬出する集積所、搬出頭数を事前に連絡をお願いする。死骸はビニール袋で密封し、寸法が60cm×60cm×80cm以内の段ボール箱に処分した動物名を書いて、燃やせるごみの日に出すようお願いする。</p> <p>ニホンジカなどの大型動物の捕獲後の処理方法については、まず、ご自身で止め刺しをしていただく。ご自身で止め刺しをできない場合は、花巻市鳥獣被害対策実施隊員に依頼することになるので、隊員にお知り合いがいればその方に直接ご相談を、いなければ東和地区では東和総合支所地域振興課産係に隊員を紹介していただくようお願いする。その後は、岩手中部クリーンセンターへの持ち込みしていただく。受付日と受付時間は前述したとおりであるが、手数料は10kg当たり130円である。なお、有害捕獲の場合は手数料が無料となるので、市が花巻市鳥獣被害対策実施隊員に配付しているオレンジ色のベスト着用していただくほか、事前に有害捕獲した動物を搬入する旨を生活環境課に連絡していただく。ただし、土曜日に搬入する場合は生活環境課への連絡は不要である。死骸は寸法が60cm×60cm×80cm以内に切断して、ビニール袋で密封して段ボール箱に入れて持ち込みしていただく。</p> <p>また、やむをえない場合の特例として埋設する方法があるが、周辺の生態系に影響を与えないよう注意し、自己所有地に埋めていると花巻市鳥獣被害対策実施隊員の方から伺っている。</p> <p>市では、大型動物の捕獲後の処分場所までの運搬の負担軽減のため減容化施設に関する情報を収集しているが、先日、岩手南部森林管理署遠野支署から大型排水管を利用した減容化施設に関する情報を提供していただいた。その内容は、今年度、遠野市で大型排水管を地中に埋めて、上部から死骸と腐敗臭防止の薬剤を投入して処理をするというものである。遠野市の担当者へ伺ったところ、減容化施設の設置場所は国有林、市有林、私有林(狩猟者の所有地)6～7カ所を予定しており、設置に1基当たり60万円ほどかかる見込みとのことである。減容化施設への投入は主にニホンジカを想定しているが、イノシシ、熊の投入も考えているとのことであった。埋め込み式の減容化施設のため、周辺の土壌への影響を調査する必要があるほか、施設の臭いが熊を誘引することも想定されるため、引き続き大型排水管を利用した減容化施設の情報収集し、その効果について検証していく。</p>

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
8	R6.8.2	市政懇談会	小山田	健康福祉部	健康づくり課	市内の病院経営について	先日、新聞に岩手県医療局の経営状況について掲載された。 県立病院のうち3つの病院が黒字で、ほかには赤字とのことであり、東和病院は1億円超の赤字だと記憶している。 市内の病院は、総合花巻病院、宝陽病院と、東和病院の3つだと記憶しており、患者層は高齢者が多い中、高額な診療費を支払うことは難しいと思われるが、病院が無くなるということになると、花巻市のイメージダウンにつながるような気がする。東和病院についても、なんとか病院を存続できるような県に対して要望をお願いしたい。	県立東和病院の件について、県に対して、県立東和病院と県立中央病院附属大迫地域診療センターの存続の要望を毎回行っている。 現在、岩手県の政策の中で、評価されるべきは2つあると思っている。1つ目は、県立高校の存続についてで、1クラスのみでも存続を認めている場合があり、その典型が県立大迫高校である。 もう一つは、県立病院が各地にあることである。 県立病院について、お金の問題と医師の確保の問題があり、非常に難しくなっており、今の医療は専門性が強くなっていることから、都市部に病院が集中する傾向があるように思われる。 例えば産婦人科については、県立中部病院においても、産婦人科医が3人引き上げるということがあったために存続が危ぶまれた時期があったが、県や市で岩手医科大学にお願いをして医師を出していただくことで存続することができた。 産婦人科を経営するためには、一般的に医師が10人必要だと言われているところ、県立中部病院でも5人となり、県立宮古病院は1人、県立二戸病院は3人くらいと伺っており、非常に少ない状況となっている。県立釜石病院ですでに分娩に対応する産婦人科が無くなっており、また奥州市には個人クリニックを含めても分娩に対応する産婦人科はゼロとなってしまった。 昔は医師一人で分娩まで行っており、休みが取れなかった。以前、お酒を飲んだ医師が分娩を行ったことから、ネットで大騒ぎになったことがあったが、その病院には代わりの医師がいなかった。そうすると産婦人科は365日、お酒を飲むこともできないということになってしまうので、一人で分娩まで行うクリニックを経営することは無理になってきた。花巻市内でも個人クリニックは二つあったが、そのうちの一つは分娩を取り扱っていない。そういったことで、病院の医師の体制づくりが大変であるということが一つの問題となっている。 もう一点は、県立病院の黒字が3つしかないと新聞では発表していたが、県が補助金を割り当てた後の黒字という意味である。今回は県が一般財源から230億円の補助を出した上で、さらに30億円別の事業局からお金を借りて補填したところである。こうした形で無理をしながら維持しているところであり、そうした意味では、県立病院が統合する可能性があるということは避けて通れない話である。我々はそういった中でも県立東和病院については、旧宮守村からも患者を受入れていることから存続してもらいたいという話をしており、県から今すぐ県立東和病院を閉院するという話はない。当面は大丈夫かと思うが、今後も要望を続けていく必要がある。
9	R6.8.2	市政懇談会	小山田	商工観光部	商工労政課	賑わいづくりについて	先日、振興センターの行事で花巻城、博物館での勉強会に参加した。その際に、マルカン食堂に行ったところ、すごく賑わっていた。人口がどんどん少なくなっている中で、そういった賑わいは重要であると感じている。今後イトーヨーカ堂もなくなり、不便になる思いがしているが、イトーヨーカ堂の後にいる店舗には期待している。 市としても賑わうまちづくりをお願いしたい。	マルカンビル大食堂の経営手法については、非常にすばらしいと思っており、値上がりしても次々と誘客に向けて手を打っており、現在も土日は行列ができるほどであることから、素晴らしいと思っております。 イトーヨーカドーについては、花巻店は黒字であったが、外資系ファンドからの圧力が強くなったことで、投資金額の割に利益が少なければ不採算事業を辞めるという考え方があり、そうした対応をしないことから昨年の株主総会では実質的にセブン&アイ・ホールディングスの社長の退任を求める株主提案も出されている。また、販売する商品は、東京から送られてくるものが多いが、花巻店は黒字であるものの、それ以外の多くの店舗は赤字であると思っており、仙台店の閉店された中で、青森県にある店舗の廃止が決定すると、花巻店に商品を運ぶ配送ルートがなくなることから、花巻店も閉店になるだろうと予想はしていた。 その中で、イトーヨーカドーが無くなって終わりは困るため、店舗の存続と店舗が存続できない場合には後継店舗を確保してもらいたいとの要望をしており、今回出店するロピアという企業は、食肉に関して強みがあり、また生鮮食品もよいと伺っている。人によっては日本版のコストコと評価する方もおり、かなり人気が出るものと期待している。 このロピアが直接出店するのは、食品スーパーのみとのことで、例えば衣服などの店舗について直接伺ったところ、まだ決定したものでないが、名前の通ったチェーン店等に声をかけているところとのことであった。 また花巻市の農産物・食品について、ロピアからは良いものがあれば他の店舗でも売りたいので紹介をしてほしいとの話をいただいております、商工会議所に依頼して10月に商談会のようなものを計画していると同様である。
10	R6.8.2	市政懇談会	小山田	商工観光部	商工労政課	PayPayポイントサービスについて	市が行うPayPayのキャンペーンはもう行わないのか。	PayPayのキャンペーンについて、今年は11月に行う準備をしている。 例年、12月と3月に行っていたが、別の時期に行ってもらいたいとのご意見をいただいたことから、11月に行うこととした。
11	R6.8.2	市政懇談会	小山田	財務部 地域振興部	財政課 定住推進課	花巻市の財政について	花巻市の強みと弱みは何か伺いたい。 例えば財政面で、ふるさと納税について、花巻市はかなり寄付を受けていると伺っているが、その予算の割り振りなどを伺いたい。 また、例えば北上市や金ヶ崎町のように大きな企業がある方がよいか、そこに勤める人たちが花巻市に住む方がよいか、考えを伺いたい。	ふるさと納税について、花巻市の場合、去年が90億円ほどであり、寄附額が全国で13番目、東北では気仙沼市に続き2番目、岩手県では1番となっている。 およそ45億円が返礼品の支払い費用や楽天などへ支払う費用であり、国の制度として返礼品費用等に50%以上使ってはいけないこととなっていることから、返礼品は30%を上限としているところである。昨年度は、45億円ほどが市の新たな財源となった。 花巻市では、子育て支援などで様々な支援を行っているが、市の財政調整基金を含む市の基金は全体としてはあまり減っていない。ふるさと納税を利用することにより、財政調整基金とまちづくり基金の利用額を抑えることができているが、ふるさと納税の寄付金のうち15億円ほどは令和5年度に使い切れなかったため、イーハートフラワー花巻応援基金として積み立てし、財政調整基金及びまちづくり基金など共に、今年度予算の財源として利用することとしている。 市債については、3、4年前まで50～60億円ほど発行し、返済金が50億円ほどであったが、今の段階では、発行が40億円ほどで、返済金は55億円ほどとなり、市債が減るという予算となっている。 そのことよって、例えば、医療費助成では、一部自己負担はあるものの、所得制限を撤廃し、市内のすべての高校生等までの子どもを対象とすることが可能となっていたり、学校給食の材料費の値上がり分について、市が負担することし、児童、生徒の負担増にならないよう対応することができている。 企業が来た方がよいか、人が住んだ方がよいかということについては、人が住む事が一番大事だと思っているが、企業が来ると市の財政は豊かになる。 花巻市の市税は合計118億円程度であるが、北上市の場合には、キオクシアができたことよって、北上市のそれまでの市税が120億円ほどであったものが、約200億円にまで上がっている。 国の制度として、人口や面積、学校の数などによって大体どの程度のお金が掛るかということが算出され、その金額と市税の差額が地方交付税として国から交付されることとなり、市税収入が増えれば地方交付税が減らされる仕組みとなっていることから、市税が多ければそのまま市が豊かになるというものではないが、それでも市税が増えることは市の財政に良い影響を与えることとなる。 花巻市は、ふるさと納税の影響もあり、現時点では財政的に余裕のある状況となっており、様々な補助が行えているところである。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
12	R6.8.6	市政懇談会	亀ヶ森	健康福祉部	健康づくり課	大迫地域診療センターの継続について	<p>本年6月に岩手県医療局が公表した令和5年度の県立病院等事業会計の決算概要によれば、経常損益が大幅な赤字になったとのことである。このことによって、大迫地域診療センターが廃止されてしまうと困るから、市の考えを伺う。</p>	<p>岩手県医療局から公表となった令和5年度岩手県立病院等事業会計決算概要を見ると、県の一般会計から約256億円の繰り出しをしたにもかかわらず、経常損益がマイナス32億円余りで7年ぶりの赤字となり、赤字幅は過去最大になったとのことであり、病院別では、20病院中、3病院が黒字、17病院が赤字である。(※黒字病院は中部病院、胆沢病院、磐井病院。中央病院は令和4年度黒字、令和5年度赤字。)</p> <p>病院の経営は、非常に難しいものであるが、大迫地域診療センターは、大迫地域における唯一の医療機関として、現在、内科、外科及び眼科のほか高血圧外来を診療しており、令和5年度には、年間約11,000人、1日当たり46人が受診している状況にあり、地域の「かかりつけ」の医療機関として必要不可欠なものと認識している。</p> <p>岩手県で策定した令和元年度から令和6年度までを期間とする「岩手県立病院等の経営計画」においては、大迫地域診療センターは、地域住民の身近にあって、相談にも対応する総合的な医療を行い、医療・介護・行政との連携・協働により、地域包括ケアシステムの一翼を担うとされている。</p> <p>令和7年度からの「次期岩手県立病院等の経営計画」については、岩手県において策定を進めているところであり、岩手県保健医療計画や国が示す公立病院経営強化ガイドラインを踏まえて、医師・看護師等の確保と働き方改革、人材育成及び確保、新興感染症拡大時等に備えた平時からの取組、施設・設備の最適化、持続可能な経営基盤の確立等を内容として計画を策定すると伺っている。</p> <p>本市としては、市民の健康を守る地域医療の確保として「次期岩手県立病院等の経営計画」の策定に当たっては、大迫地域診療センターは、地域住民のかかりつけ医療機関であるとともに、地域住民にとって欠かすことができない地域包括ケアシステムの一翼を担っている機関であることを重視して、現在の機能を縮小することなく、必要な医師・医療スタッフを適正に配置するように毎年行っている岩手県要望において、継続的に県立東病院とともに大迫地域診療センターの維持・存続について要望している。</p> <p>本年も、7月9日に上田市長、藤原市議会議長の連名で、直接連増岩手県知事に要望書を手渡し、要望した。今後、市の要望に対する県からの回答をいただくこととなるが、令和5年の要望に対する県からの回答では、「県立東病院や大迫地域診療センターをはじめとする県立病院・地域診療センターは、採算性などの面から民間医療機関による提供が困難な医療を地域において担っており、保健医療計画の内容を踏まえ、必要な体制について今後検討する。」と回答があった。</p> <p>また、毎年大迫地域診療センターを訪問して、市に対する要望等を伺う機会を設けており、その中で地域住民の皆様にもっと大迫地域診療センターを知ってほしいとの要望があったことから、市において診療科や診療時間など周知のチラシを作成し、本年3月に大迫地域の行政区の回覧によってお知らせした。</p>
13	R6.8.6	市政懇談会	亀ヶ森	健康福祉部	健康づくり課	大迫地域診療センターの継続について	<p>大迫地域診療センターがこれからも存続するのははっきりと言ってほしいと考えるが市の考えを伺う。</p>	<p>【健康福祉部長】 大迫地域診療センターは必要な医療機関であり、岩手県に対して、今後も大迫地域診療センターを残してほしいと要望しているところである。</p> <p>【市長】 岩手県の病院の財政状況はとても苦しい。県立の病院は20か所、地域診療センターは6か所あるが、昨年度は約32億円の赤字であった。実質的に黒字の病院は中部病院くらいで、県立中央病院ですら赤字である。岩手県は県立病院に対して総額で約256億円の繰り出しをしているが、それを受けても赤字となっていることから、岩手県では、今後県立病院の再編を考えてくだろうと思っている。昨年度は岩手県から256億円の繰り出しを受けても、約32億円の赤字となり、医療局が他の事業会計から借り入れたところである。今後赤字が出た場合は、岩手県は一般会計から補填しないといけない。</p> <p>先日岩手県知事との意見交換会で、担当部長から、岩手県は青森県のように原発関連の補助金がなくその分歳入が少ないが岩手県としてはその中で県立病院と県立高校にお金をかけているという話があった。岩手県は各地に県立病院を作っていて、また県内の各地の小規模高校も守っており、このことは県政が一番素晴らしいことから続けてほしいと、いろいろなところで話しており、その中で大迫地域の医療機関と高校についても残してほしいと言ってきた。</p> <p>大迫地域診療センターの場合は、規模が小さいことから大きい赤字を出しているわけではない。そのため、住民のために必要な医療機関であることから苦しい財政状況の岩手県でも存続させることができるはずであり、我々は岩手県に対してそのことを要望している。大迫地域診療センターがなくなると、病院に通えなくなる方がでてくることから絶対残してほしいと考えている。</p> <p>市では、医療機関に通うためのタクシーの補助を一人3万円まで増額し、個人負担を1回1,000円まで減らすことで、大迫の人たちが大迫地域診療センターにタクシーで通えるようにした。大迫地域診療センターの患者数も減ってきているので、なるべく大迫地域診療センターを利用してほしいと思っている。市も通院に要する経済負担を減らすことなど行っており、岩手県に対しても病院存続のために頑張ってもらいたいと言いつけていくということである。</p>
14	R6.8.6	市政懇談会	亀ヶ森	健康福祉部	健康づくり課	県立病院の赤字解消について	<p>県立病院の赤字の原因は何か。経費の無駄をなくして赤字を減らすことは出来ないのだろうか。</p>	<p>人口減少の状況下において患者が減り、収入が減るということが全国的に起きてきている。また、薬代も高くなっており、例えば、新型コロナウイルスの薬代も一つ数万円かかる。また、医師や看護師の数も少なくなってきて、人材確保にも経費が掛かっていることから赤字が大きくなっている。こうした状況から県立病院が黒字化するということは無理だとも思っている。</p> <p>その中で県立中部病院は黒字であった。令和5年度の実績の詳細はまだ分からないが、令和4年度の実績を見ると、県立中部病院は県からの繰り出し金が無くても黒字だったが、県立中央病院は県からの繰り出し金があったから黒字になっていた。県立中部病院は医師が多く配置されており、入院患者の受け入れについても救急の医療が必要な1週間程度の短い期間となることから、効率的な運営が出来ており、黒字となっている。それ以外の病院では、今の体制からすると黒字にすることは簡単ではないと思う。</p> <p>他県でも市町村立病院を持つ市町村の集まりがあり、国に対して支援してほしいと要望しているようである。東京都のように財政に余裕があれば病院を継続維持することも容易だと思うが、岩手県の財政は苦しいので、県全体の20の病院を同じ体制でこのままずっと維持できるかという難しいと思う。</p> <p>我々としては、大迫地域診療センターにおいては赤字であったとしても県が負担できる規模であると考えられることから、何とか大迫地域診療センターを維持してほしいと要望していきたい。</p> <p>経費の無駄をなくして赤字をなくそうとすれば、間違いなく医療の質は下がると思う。例えば、県立病院において入院患者10人に対して看護師1人を配置していたところを、15人に1人あるいは18人に1人とすると、看護師が一人の患者と向き合える時間は減るが、経費を減らすことが出来る。現在でもそういったことをしているが、赤字となっている状況である。医師を減らせば経費は減るが診療に対応できなくなる可能性が出てきて、場合によっては救急患者を受けられなくなるかもしれない。そういった点で、難しい問題である。</p>

■令和6年度市政懇談会記録(8月開催分)

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
15	R6.8.6	市政懇談会	亀ヶ森	健康福祉部	健康づくり課	大迫地域診療センター継続に向けた市の取組みについて	大迫地域診療センターは、地域のかかりつけ医として家庭内の血圧測定もしており、高齢者の健康維持を重要視している。費用は掛かるが、地域包括ケアを重視して、大迫地域に病院を維持することを県に強く要望してほしい。	大迫地域は血圧の件では世界的な研究成果を上げているが、これも大迫地域診療センターがあるから出来ていることである。そうしたことも県に対して訴えていきたいと思う。それとは別に、盛岡の病院まで行くバスや岩手医大まで行くバスを市が運行を確保している。あるいは、岩手県交通バス路線の花巻大迫線、石鳥谷大迫線の赤字は市が負担している。予約乗合交通については、現在大迫地域内の運行となっており、岩手県交通との話し合いが必要にはなるが、石鳥谷地域まで延長することも検討課題となっている。また、市では、80歳以上でご家族が送迎できない方に対しては、タクシーへ乗る際の個人負担を1,000円として上限3万円分の補助をしており、大迫や石鳥谷の病院に行く場合の負担が少なくなるよう支援をして、市民の健康を守っていききたいと思っている。
16	R6.8.6	市政懇談会	亀ヶ森	農林部	農村林務課	亀ヶ森地区の獣害対策について	当亀ヶ森地区では、過去にツキノワグマによる人身被害があり、県内でも人身被害が増加していると聞いている。ツキノワグマ出没時に住民の安全を図る対策について伺う。 また、当地区でもニホンジカがかなり増加し、また、イノシシも出没しているようであり、これらの害獣の数を減らす取り組みを伺う。	有害鳥獣対策については、地域ごとに独自の対策は行っていないことから、市全体の対策を説明する。 はじめに、熊の被害対策については、市内における熊の人身被害の状況は過去3年間では令和3年度が2件2名、令和4年度はなし、令和5年度は3件4名であり、うち大迫地区における人身被害は令和5年度で2件発生し、男性3名が負傷している。 熊の目撃件数は、市へ連絡があったものになるが、令和4年度が192件であったものが、令和5年度には512件と増加しており、今年度は7月末時点で171件となっている。大迫地区においては、今年度は7月末時点で6件となっている。 熊の捕獲の際には岩手県の許可が必要であるが、岩手県が定める特例許可として緊急時には市の判断により捕獲することが認められている。この特例許可による熊の捕獲頭数は市全体で令和3年度が19頭、令和4年度が12頭、令和5年度が25頭となっている。大迫地区では令和5年度で7頭捕獲しているが、今年度はまだ捕獲中である。 熊による人身被害に関する市の防止対策としては、熊が出没した際に、農村林務課あるいは各総合支所地域振興課が花巻警察署、消防署、教育委員会、有害鳥獣の捕獲活動を行うために市が設置している花巻市鳥獣被害対策実施隊や市の関係部署と連携し、目撃場所付近の保育施設、学童クラブ、学校、行政支長への情報提供を行うとともに、日中の警戒パトロール、広報車による広報活動、消防による警戒パトロールを行っているほか、場合によっては罠の設置を行っている。 また、熊の目撃情報が市に寄せられた際には、市ホームページで目撃場所を公開し、市公式SNS(フェイスブック、エックス)、コミュニティFM、東和の有線放送で目撃情報を発信していることに加え、岩手県が実施しているいわてモバイルメールによる周知を行い、注意喚起をお願いしている。 加えて、市では熊の出没時に市民の安全を図るため有害鳥獣対策支援員を任用して週3日(月・水・金曜日)、熊の目撃情報があった地域を重点的にパトロールをしている。また、児童生徒の安全確保のため、市内の小・中学校の生徒への熊よけベルの配布、熊が学校付近に出没した場合は、タクシーや貸し切りバス、市公用車による送迎を行うほか、登下校時に合わせて、市の有害鳥獣対策を担当する職員や先生方が、熊が出没した教育施設付近で立哨するとともに、消防署でも巡回を行っている。 さらに、熊が出没しづらい環境づくりとして、市ではツキノワグマの生態に詳しい岩手大学の専門家に依頼し、市街地に出没する際の熊の通り道となりうる豊沢川河川敷の現地調査を実施し、花巻土木センターにおいて草刈りを実施した。今年度も、引き続き国や岩手県に対し河川の草刈り等について協力いただくようお願いしており、実際に草刈りを実施していただいている箇所もある。 熊出没に対する体制強化としては、情報が寄せられた場合の初動体制強化のため有害鳥獣対策推進員を新たに1名任用し、花巻市鳥獣被害対策実施隊の定員を140名から160名に増員したことに加え、岩手大学の熊の生態に詳しい専門家を花巻市有害鳥獣対策参与として1名委嘱した。 また、今年度からは熊を引き寄せる原因となる不要な果樹の伐採経費に対する補助制度を設けた。補の木と葉の木を対象に、伐採を委託する場合は補助率2分の1で1本当たりの上限を150,000円とし、果樹の所有者自身が伐採する場合は1本当たり2,000円で上限なく補助することとしている。 さらに、狩猟者の確保に向けた取り組みとして、銃猟を行う狩猟者の装備品(ガンロッカーまたは装弾ロッカー)の購入費用に対する補助制度も創設している。また、中心市街地に侵入する熊の侵入経路を特定すること、中心市街地に侵入した場合の早期発見・早期追い払いのため、熊がカメラに映った際は市の担当者に知らせがするシステムのAIカメラを導入し、熊の移動経路と思われる場所(主に花巻・石鳥谷地域)14カ所に28台のカメラを設置した。現在、カメラを追加発注しており、今後有害鳥獣対策参与や市が任用している有害鳥獣の生態などに詳しい有害鳥獣対策アドバイザーの意見を聞きながら、現在は設置していない大迫地域・東和地域でのカメラの設置について検討していきたい。 次に、ニホンジカとイノシシについて、岩手県が毎年実施している「野生鳥獣による農作物の被害状況調査」によると過去3年間の被害額は市全体で25,493万円であり、ニホンジカとイノシシによる被害額が多くなっている。 有害鳥獣対策としては、生息頭数を減らす捕獲の取組と農作物等を守る取組を併せて行うことが重要であると考えている。 生息頭数を減らす対策としては、花巻市において花巻市鳥獣被害防止計画においてその年度の捕獲目標を定めており、ニホンジカについては令和2年度まで825頭だった目標を令和3年度から1,040頭に増やし、イノシシについては令和2年度まで20頭だった目標を令和3年度から50頭に増やし、この目標を達成するため従来の籐わなやくくりわなの設置による捕獲に加え、通信機器を活用した籐わなの遠隔操作システム罠などの導入により捕獲対策を強化している。このICT遠隔監視・自動捕獲システムを活用したイノシシ用罠については、これまで1基運用していたものを更に2基導入して、イノシシによる被害が多発する花巻地域・石鳥谷地域を中心に運用することとしている。 あわせて、平成24年からは猟友会の方々を中心とした花巻市鳥獣被害対策実施隊を組織し、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して捕獲活動を実施している。国からは捕獲したニホンジカ1頭当たり8,000円、成獣のイノシシ1頭当たり7,000円の交付金が交付されるが、特にニホンジカにおいては国の交付対象頭数を上回ることがあるため、国の交付金の交付対象頭数を超える分については市が単独で補助金を交付できるよう予算を確保している。更に、市では補助額の嵩上げを行っており、ニホンジカ1頭当たり6,000円、イノシシ1頭当たり7,000円をそれぞれ上乗せして、ニホンジカ、イノシシとも1頭当たり14,000円を交付している。 捕獲実績は、市全体でニホンジカは令和3年度1,612頭、令和4年度1,410頭、令和5年度1,387頭、イノシシは令和3年度82頭、令和4年度70頭、令和5年度73頭であり、目標を上回る実績となっている。大迫地区では、ニホンジカが令和5年度874頭であり、イノシシは令和3年度が1頭、令和4年度が0頭であったのに対し、令和5年度は8頭捕獲している。 農作物等を守る取り組みとしては、市では鳥獣被害の防止に効果が認められるものとして全国各地で導入されている電気柵の設置を支援するため、電気柵設置者に対し、個人の場合、補助率3分の2、農業者1名以上を含む3戸以上の団体の場合、補助率4分の3、いずれも上限なしとして補助金を交付している。電気柵は広範囲に設置することで、より被害防止効果を高めることが期待できる。これまでは補助対象者を市内在住者に限定しており、市外在住者の土地がある場合広範囲での設置ができず被害防止効果を高めることができないケースがあったことから、今年度、この問題を解決するため、市では補助対象者に市内の土地を所有する市外在住者を追加し、制度の拡充を図ったところである。 市では有害鳥獣による農業被害を減少させるべく前述のとおり、花巻市鳥獣被害対策実施隊による捕獲、電気柵の設置の支援などを行っているが、あわせて、有害鳥獣の生態などに詳しい方を有害鳥獣対策アドバイザーとして任用し、各地域に出向き鳥獣被害対策に関する研修会を行っており、令和5年度は19地区で20回実施した。このような研修会の場に地元の猟友会の会員の方に同席していただき、地域の実情に応じた取組について話し合い、その内容を踏まえつつ実施可能な対応策を講じてまいりたいと考えている。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
17	R6.8.6	市政懇談会	亀ヶ森	農林部	農村林務課	害獣の生息数について	市では、熊、ニホンジカ、イノシシなどの害獣の生息数の推移について所感としてどのように捉えているのか伺う。	いずれも増えていると思っている。
18	R6.8.6	市政懇談会	亀ヶ森	農林部	農村林務課	熊出没時のパトロールについて	熊が出没した際のパトロールは、どのような時間帯に行っているのか伺いたい。例えば児童が下校するような時間帯にパトロールしていただければ効果的だと思うし、児童も安心すると思うが、市の考えを伺う。	<p>【市長】 熊が出る場所によって対応の異なるマニュアルを作って市のホームページに掲載しており、これを広報に掲載するよう担当には指示をしている。例えば、山林での出没の場合は岩手県のモバイルメールを使って、モバイルメールを登録している人には連絡が行くことになるが、市では広報は行わないこととしている。ただし、近くに人家がある場合は広報するなどの対応を決めている。</p> <p>【農林部長】 山林に出没した場合、農地に出没した場合、それから住宅地、公園、学校、駅などの市街地に出た場合のように類型を分けて対応することとしている。山林の場合は、人身に被害が及ぶことは少ないことから基本的には実施隊への連絡のみとしている。農地の場合は、実施隊に依頼して追い払い活動を行っていただくこととしている。ただし、住居に近い場合で、農地や畜舎に居座っている場合は、実施隊へ連絡し、可能であれば追い払い、不可能であれば捕獲をお願いしており、パトロールも行うこととしている。</p> <p>【農村林務課長】 広報については、市街地に出没した場合は、市の広報車を用いて広報を行っているほか、行政区長へクマの出没エリアについての注意喚起をお願いしている。学校の近くに出没した場合は、消防の出動がない場合は朝、夕の下校時に合わせて警戒パトロールをさせていただいている。市街地に出没した場合は、市のホームページやSNSを用いての周知も行っている。</p>
19	R6.8.6	市政懇談会	亀ヶ森	農林部	農村林務課	熊出没時のパトロールについて	自分で自分の身を守るしかないと思うが、やはり怪我等の人身被害がないように市の取組みを進めてほしいと思う。	<p>熊の目撃情報があった場合において、市がすぐ広報車を出したり、実施隊に現場に行っていた方がいいが、山のそばなどでは熊がよく出没するので、対応しきれない。こうしたことから、例えば、人家に近くて危険な場合は広報車や実施隊を出さなくても、そうではない場合には原則として広報車や実施隊を出さないということをマニュアルには決めている。</p> <p>通学路に熊が出た場合は、市は公用車を出したり、タクシー代を出したりして安全な通学を確保している。原則は親御さんに送り迎えしてもらうことではあるが、どうしても送迎ができない場合、市が通学のための車を出している。昨年は豊沢川から下って市街地に入ってくる熊が多く、子どもが市街地に入った熊と出会い頭に鉢合わせたりすると危ないことから令和5年10月からこの取組を始めたところである。マニュアルで対応方法は決めているが、山の近くであっても熊の出没情報があったときに子どもが学校に通うのは危ないことがあるので、各学校とは連絡を取り合っている。</p> <p>亀ヶ森であっても熊が出没した情報があったとき、どうしても子どもを送り迎えできない場合は市が公用車を出したり、タクシー代を出すなどの対応をしようとしている。ただ、熊の目撃情報は、朝6時頃に発見されても連絡が届くのが7時30分頃になることもあるので、朝の通学時点には対応が間に合わないこともある。それでも下校時には対応できることもあるので、そういった点について検討の余地があると思っている。マニュアルについても、改良が必要と思われることがあれば市にご連絡いただきたい。</p> <p>また、先ほど説明した柿と栗の木を切るときの補助金については、まだ6件の申し込みしかない状況である。少しでも安全な環境をつくるために、こちらの補助金も活用して不要な果樹の木は切ってほしいと思う。</p>
20	R6.8.6	市政懇談会	亀ヶ森	農林部	農村林務課	栗の木、柿の木伐採の補助金について	栗の木、柿の木の補助金に関してだが、今年の4月に業者に頼んで既に切ってしまったものがあるが補助金の対象となるか。また、申請の仕方などについては、市のホームページなどで確認できるのか。	<p>既に伐採してしまったものについては、対応が可能かどうか担当課で検討する。申請様式が大迫総合支所に用意されているので、ご相談いただきたい。</p> <p>【懇談会後の対応】 大迫総合支所産業係担当者が発言者に対し、すでに伐採したものは補助対象外であることを回答済</p>

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
21	R6.8.6	市政懇談会	亀ヶ森	市民生活部	市民生活総合相談センター	振興センター前の横断歩道にある「押しボタン式信号」について	亀ヶ森振興センター入口付近の県道にある「押しボタン式信号」を撤去したいと花巻警察署から相談があった。 小学校が統合した現在も、振興センター前のバス停で乗降する児童や生徒がいるため、横断歩道の「押しボタン式信号」を存続してほしいが、利用者が少ないと撤去されるのか伺う。	【市民生活部長】 お話を頂いた「押しボタン式信号」について花巻警察署交通課に聴き取りしたところ、「押しボタン式信号は横断需要の多いところに設置しているが、亀ヶ森小学校の統合により利用者が減少したことから、区長会の場で撤去について相談した。今後については、地区住民の方々の意見も聞きながら検討していきたい。」とのことでした。なお、現状は地域との合意形成前であり決定事項ではないこと、又仮に地域との合意形成が行われ押しボタン式信号が撤去されたとしても横断歩道までが撤去されるものではないと伺っている。 一般的に交通施設の設置後に撤去する場合は、地元の警察署が調査をして、撤去すべきかどうかを判断し、その後地域住民からの聞き取りを行っているとのことであった。地域住民の同意が得られて撤去という方向になった場合には、花巻警察署の交通規制対策協議会で協議をし、その結果撤去について適当と判断された際には県警本部や公安委員会に話が上がり予算化されることになるので、一般的には、調査から実際の撤去まで3、4年はかかるとのことであった。 【市長】 信号機の整備に係る費用の財源は、主に罰金である。このため、他の場所で信号機の設置が必要となった場合に、交通量が少ない所から移すという話になってくる。そういう意味で、撤去の話が出てきたのなら、存続の要望を強く伝えたいといけな。朝には大型ダンプが多く走っており、小学生も通学路として使っていることから、信号機を撤去するのは危ないということも伝えることが大事である。 新しくできたスマートインターチェンジ付近でも、信号機を設置してもらうために、県警本部に行って要望を行ったが、1基しか設置されなかった。交通量が多く、通学路にもなっている場所でもそのような状況であることから、厳しい状況ではあると思うが、必要があれば市職員が同行することも可能であるので、地域としてもしっかりと要望をしていただきたい。
22	R6.8.6	市政懇談会	亀ヶ森	大迫総合支所	地域振興課	防災行政無線について	昨年度に防災行政無線が聞こえるかどうかのアンケートが行われ、聞こえないと回答したが、その後動きは見られないので進捗はどうなっているのか伺う。	【大迫総合支所長】 昨年度末までに大迫地域内において防災行政無線の聞こえ方についてのアンケートを行っており、現在、内部で集計をして今後防災行政無線をどのようにしていくか整理しているところである。 取組みの第1段として、まずは防災行政無線の聞こえの状況を把握するとともに、防災行政無線のシステムの更新が必要であったことから、大迫総合支所内の中央制御装置を更新した。今後は子局スピーカーの位置等について議論していく。調査の結果は、10年ほど前に行った調査結果とほぼ同じとなっている。このことも踏まえて今後の対応を考えていくことになるが、今の時代はスマートフォンが普及しているので、無線放送だけでなく、SNS等のツールを活用して広く情報を伝達することができないかということも考えている。 例えば、FMラジオのような戸別受信機があり、その導入の可能性を検討しているが、費用が高いため全戸に配布することは現実的ではない。どのようにしていけば良いか、他自治体の情報も集めながら検討を進めていることから、もう少し時間をいただきたい。 【市長】 戸別受信機の費用については、過疎債を活用できる可能性がある。全戸に配布する必要はないかもしれないが、聞こえない所へ設置するということは考えられる。
23	R6.8.6	市政懇談会	亀ヶ森	大迫総合支所	地域振興課	市道法面の草刈りについて	市道の急斜面の法面について、市で管理をするという条件で売却したものだが、市に連絡すると個人で草刈りをしてほしいという話をされる。市で草刈りをやってほしい。	懇談会終了後に、地図で場所を確認し、内部で検討する。
24	R6.8.6	市政懇談会	亀ヶ森	地域振興部	防災危機管理課	段ボールベッド組み立ての訓練について	防災訓練に参加し、段ボールベッドや室内テントの組み立てなどを行った。先に高齢者避難が始まるとのことであるが、高齢者の方々が段ボールベッドを組み立てられるよう、例えば、段ボールの差し込み箇所を番号で合わせられるようにするか、老人クラブを対象に訓練するなどしてはどうか。	段ボールベッドに番号を振れば組み立てやすくなるのかは分からないが、担当部署へ伝える。 防災訓練は高齢者の方の参加が多く、そちらに参加いただければいいと思うが、老人クラブの会合の際など訓練を実施したいということであれば対応できると思うので希望を出してほしい。 【懇談会後の検討状況】 花巻市では段ボールベッドを1,200台備蓄している。これに一つ一つ番号を付けていくのは大変なので、カラー写真付きの組み立て説明書を作って段ボールベッドを備蓄している指定緊急避難場所に配備したいと考えている。(現在準備中) 希望があれば老人クラブを対象とした訓練に出向いて説明するのでご相談いただきたい。また、地域・団体向けのふれあい出前講座や、毎年の防災訓練でも段ボールベッドの組み立て訓練を実施しているので、ご参加いただきたい。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
25	R6.8.6	市政懇談会	亀ヶ森	大迫総合支所	地域振興課	消防団活動に対する激励・慰労の際の助成について	消防操法協議会があったが、現在は、消防団に中々新しい団員が入って来ない状況である。過去には、ポンプ操法協議会出場の激励会や慰労会をやっていた。その都度自分たちでお金を出し合っているが、出場する部に対して助成することができないか。	昔は、消防団へ報酬を出していて、団でお金を貯めてそういった機会に使っていた。現在は、全国的にその方法がよろしくないということで、団員に報酬を払うことに制度が変わった。消防団が団員からお金を拠出して使ってもらうことは駄目とはいえないが、強制することは問題となる可能性がある。市からの報酬が下がったということではなく、支払い方法が消防団にではなく消防団員に変わったということで、報酬の単価については増額していることから、飲み会に対するお金が出ていないということについてはご理解いただきたい。 過去には、消防団員同士の飲み会が楽しみの一つであったと思うが、今の若い人たちの中にはそれが嫌だという人もいる。今の時代、市が飲み会に支援するということはできないので、有志で行っていただくことになるのではないかと思います。参加も強制はできないと思う。
26	R6.8.6	市政懇談会	亀ヶ森	大迫総合支所	地域振興課	消防団活動に対する激励・慰労の際の助成について	亀ヶ森では消防協力隊は無くなったが、消防団の激励会や慰労会などの財源についてコミュニティ会議で考えてもよいのではないかと思う。	消防団員個人に直接報酬を支払いたいという事であり、慰労会等をするために団員の方々がお金を出し合って貯めて使うということは構わない。
27	R6.8.6	市政懇談会	亀ヶ森	大迫総合支所	地域振興課	亀ヶ森振興センターの非常用発電機用のガソリンの供給等について	亀ヶ森振興センターには太陽光パネルは付かないということだったので、配備されているガソリンの発電機が使用できるよう、災害時においてはガソリンの供給をしっかりとお願いしたい。 また、スマートフォン充電用の太陽光パネルをコミュニティの備品として購入したいと考えている。	当日の回答なし 【参考】 市では、発電機用のガソリンについて、消防法の規制範囲内の数量を各指定緊急避難場所に備蓄しているほか、岩手県石油商業協同組合花巻支部と燃料の優先供給に関する協定を結んでおり、災害時には、ガソリン等の補給について支援をいただくこととしている。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
28	R6.8.23	市政懇談会	谷内	総合政策部	秘書政策課	人口減少対策について	<p>人口減少について、花巻市の問題だけではなく、日本全部の問題だと思いが、住んでいる地区がどうなるんだろうという漠然とした不安がある。</p> <p>花巻市では、人口減少に対する取り組みとして、工業団地や交通網整備による企業誘致、移住者や子育て世代への支援、空き家対策等様々な行っているが、その中で今まで実績で特に効果があると思われる対策について伺いたい。</p> <p>また、東和地域をはじめとする周辺部(中山間地域)に対する今後の対策について伺いたい。</p>	<p>【総合政策部長】</p> <p>本市の総人口は、平成12年の107,814人をピークに減少してきており、令和5年10月1日現在で、91,404人という状況となっている。国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来人口推計によると、本市の人口は令和2年に93,193人、令和7年に87,861人と推計されているが、実際の人口は社人研推計より多く、令和5年においては1,409人多い状況となっている。</p> <p>人口の増減は、「自然増減」と「社会増減」の2つの要素があり、「自然増減」は、出生者数と死亡者数の差による人口の増減を示すもので、少子高齢化社会を反映し、死亡数が出生数を大きく上回る状況が続いている。平成29年における死亡は1,463人、出生は608人で、その差は855人であったが、令和5年は死亡が1,592人と129人増えているのに対し、出生は399人と209人減少しており、令和5年の死亡と出生の差は、193人と自然増減は大きく減少に傾いている状況である。</p> <p>「社会増減」は、転入者数と転出者数の差による人口の増減を示すもので、近年、転入者数が転出者数を上回る社会増の状況が続いている。令和5年の暦年集計(令和5年12月末集計)では、転出者が転入者を上回り、98人の減となったが、最新の住民移動を反映した年度集計(令和6年3月末集計)では、令和4年度に7人の減となったものの、令和5年度では72人の社会増となっている。この72人の増を、年代別で見ると、子ども(0歳～14歳)と、その保護者と思われる年齢層(30歳～39歳)の転入が多くくなっていることから、市が行っている子育て支援策が一定の評価を受け、子育て世帯の転入が増加しているのではないかと考えている。一方で、18歳から24歳までの転出者数が非常に大きくなっており、大学進学や高校・大学卒業後の就職の時点で転出する若者が多い状況にあると考えている。</p> <p>そこで市は人口減少対策を市の最重要課題とし、本年2月に策定した「第2次花巻市まちづくり総合計画・長期ビジョン」において、「子ども・子育て応援プロジェクト」と「花巻で暮らそうプロジェクト」という2つの重点施策推進プロジェクトに取り組んでおり、その中から、「子育て支援」と「移住・定住支援」について主な事業を紹介する。</p> <p>初めに主な子育て支援について説明する。医療費助成については、就学前の児童については自己負担額の全額を助成するという一方で、自己負担まで医療が受けられる取組を行っている。また、小学生から高校生までと妊産婦については、外来診療で750円、入院で2500円を自己負担額の上限として、超えた分は市が助成する制度を行っている。保育料については、国の制度により3歳以上の児童は無償化となっており、市では3歳未満の児童について、第1子の保育料は国の基準から40%程度低い金額としているほか、第2子以降については無償化しているところである。</p> <p>また、保育園で提供している給食(副食費)については、年齢に関係なく第2子以降の児童について、上限額の範囲で全額を助成している。その他、インフルエンザやおたふく風邪の予防接種費用などの助成も行っている。</p> <p>小学生の子どもがいる方への支援としては、学童クラブの利用に係る保育料の減免として、要保護世帯とひとり親世帯、多子入所世帯と準要保護世帯、障がい児の方を対象とした軽減を行っている。</p> <p>本年度からは、不妊治療に係る支援も行っている。</p> <p>県内の産科医療機関に通院又は入院している妊産婦に対する交通費の助成も行っている。</p> <p>また、本市の特徴として、産後ケア、産前・産後サポートに早くから取り組んできており、今後は宿泊型の産後ケアについても取り組むこととし、準備を進めている状況である。</p> <p>奨学金については、市独自の返還免除型の奨学金である「はなまき夢応援奨学金」、返還額2分の1を助成する「ふるさと奨学生定着事業補助」を実施して、学生への支援も行っている。</p> <p>次に「花巻で暮らそうプロジェクト」について説明する。</p> <p>移住定住支援については、年齢制限を設けているものではないが、子育て世帯や若者世代に対しては補助金の上限額を引き上げるなど、子育て世帯への上乗せ支援があることも社会増の一因となっていると思っている。</p> <p>花巻市に住むことを支援する独自の取り組みとしては、県外から転入し、市内に住宅を新築・購入した子育て世帯、または市の空き家バンク登録物件を購入・賃借契約を締結した方と市外から転入し、市内に住宅を新築・購入した新規就農者を対象とした定住促進住宅取得等補助金がある。これについては最大200万円の補助金となっているが、子育て世帯については18歳未満の子どもが2人以上いる場合、2人目以降1人につき補助上限額を10万円引き上げる制度となっている。</p> <p>市外からの転入はもちろん、市内に住んでいる方も利用できる制度としては、子育て世帯住宅取得奨励金がある。対象となるのは、親と同居・近居するために市内に住宅を新築・購入した子育て世帯、もしくは立地適正化計画における居住誘導区域などに住宅を新築・購入した子育て世帯で、奨励金は30万円もしくは50万円ということで、居住するエリアによって金額が異なっており、東和地域については50万円というエリアになっている。さらに、18歳未満の子どもが2人以上いる場合、2人目以降1人につき10万円を加算することとしている。</p> <p>空き家バンクの登録物件を購入した39歳以下の若者世代、県外から転入してきた方への支援としては、若者世代等空き家取得奨励金等の制度も準備している。</p> <p>次に、市内で働くことへの支援策については、国の制度を活用した移住支援金の制度がある。対象となるのは、東京圏から転入して県が運営する職業マッチングサイト「シゴトバラシんいわて」に求人登録されている事業所に就職した人などで、世帯での転入の場合は支援金100万円のほか、18歳未満の子どもがいる場合は子ども1人につき100万円が加算されるという制度がある。</p> <p>その他、市独自の取り組みとしては、県外から転入し、市内事業所に6ヶ月以上勤務している人を対象としたU・I・Jターン者就業奨励金という制度がある。</p> <p>さらに、市内の事業所のインターンシップに参加した学生を対象としたインターンシップ促進助成金の制度ということで、交通費や宿泊費の最大2万円を支援する制度がある。</p> <p>花巻で結婚することへの支援として、国と県の制度を活用した結婚新生活支援に取り組んでいる。これについては、夫婦ともに39歳以下で世帯所得が500万円未満の世帯に対して最大30万円、夫婦ともに29歳以下の場合は最大70万円を補助しており、令和5年度におきましては32件の利用実績がある。主に住宅の取得や賃借の費用、引っ越し費用、リフォーム費用に利用できるといって、非常に人気の高い制度となっている。</p> <p>花巻市で生まれ育った方や現在花巻市にお住まいの方がそのまま花巻市に住み続け、生活していける環境を整備することで、定住を推進し、人口減少に歯止めをかけることを目指して、企業誘致や産業団地の整備を進めている。令和4年度は4社、令和5年度は3社の企業を誘致したところである。また、このような新たな企業誘致の他に、既に市内に立地いただいている企業においても、工場の増設等の動きが見られることから、雇用の増進という観点で、補助金の交付を含めた包括的なフォローアップを引き続き実施していく予定としている。</p> <p>現在整備を進めている花南の産業団地については、中央部のB工区を整備しているところである。本年の7月から立地企業の募集を開始しており、面積の大小はあるが、8区画を整備しているところである。新たな企業が立地し、働く場所が確保されることで、若者の定住と移住が促進されるということを期待している事業ということになる。</p>
							<p>【東和総合支所長】</p> <p>東和地域においては、以前から東和総合支所地域振興課内に移住定住の相談窓口を設け県内外からの問い合わせに対応していたが、令和4年度からは一般社団法人東和作戦会議に業務委託し、同法人の事務所に相談窓口を移して対応しているところである。移住定住等の相談件数は、令和元年度のべ124件、令和2年度のべ153件、令和3年度のべ188件、令和4年度のべ267件、令和5年度のべ277件、本年は7月末までのべ121件となっている。また、空き家バンクに登録した物件の売買または賃貸の成約件数は令和元年度7件、令和2年度6件、令和3年度7件、令和4年度6件、令和5年度5件、本年は7月末までで3件となっている。この取り組みは東和地域への移住定住に一定の効果認められることから、引き続き東和地域に移住定住相談窓口を設置し、人口減少対策に取り組んでまいりたいと考えている。</p>	

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
29	R6.8.23	市政懇談会	谷内	商工観光部	商工労政課	働く場の確保について	説明があったとおり、高校・大学を卒業した年代での流出が多いということで、その点についてどのような対策をするかが大事だと思う。花南工業団地の整備など、様々な取り組みがあるが、働く場所がもっと増えることで、地元からの流出を減らせるのではないかと考えた。	花巻の有効求人倍率は、1.5近い数字を維持してきており、企業側からすると人手不足になるのではないかとという声が多くあった。こうした意味では、就職口がないということではなかったが、現在は少し状況が変わり、有効求人倍率は1.1まで下がっている。 キョクシアの幹部の方の話では、従業員にはもちろん大卒の方もいるが、例えば東北大学を卒業した方については、四日市市の本社へ配属になるということであった。このような現象は、金ヶ崎町のトヨタでも近い傾向があるようである。要するに、職はあっても自分たちにマッチした職場が見つからない。又はそういった企業を誘致することは極めて難しいという状況となっており、これについては岩手県全体の課題となっている。こうした状況の中、働く場の確保と併せて、花巻に戻ってきた方に対する支援を強化し、住みやすい街を作っていくことが大事だと思っている。 また、女性については地方に住みたくないという傾向もあり、花巻市の動態を見ると仙台市や東京圏に行く方が多いが、女性に限っては一度市外に出た方は戻って来ないことが多い。この傾向は全国的にも同様であるが、若い女性がなぜ戻ってこないのかということを考える必要がある。市の人口を維持していくためには、街中の活性化は重要であると思う。 花巻市内においてリーダー的な役割を果たす方は男性で高齢の方である場合が多くなっており、若い女性が住みやすい環境を作るためには、そういったところも少しずつ変えていく必要があると思う。
30	R6.8.23	市政懇談会	谷内	農林部	農村林務課	花巻市の鳥獣被害防止対策の内容と今後の計画について	当地域では、シカやイノシシ等の野生鳥獣による農業被害が深刻化している。その背景として、農業者の高齢化進行による耕作放棄地の増加、里山・森林管理の粗放化、近年の気候変動に伴う野生鳥獣の生息環境の変化等が考えられる。 鳥獣被害は農業者の営農意欲を低下させ、耕作放棄地を増加させる一因ともなっており、耕作放棄地の増加がさらなる鳥獣被害を招くという悪循環を生じさせていることから、鳥獣被害に対する花巻市の対策(プラン)を伺いたい。あわせて、鳥獣の捕獲頭数を増やす計画の有無について伺いたい。	初めに野生鳥獣による農作物被害の状況について、岩手県が毎年実施している「野生鳥獣による農作物の被害状況調査」による市内の過去3年間の被害額は令和3年度が8,848万2千円、令和4年度が8,785万9千円、令和5年度が7,859万4千円となっている。被害の内訳については、農作物別では果樹の被害が一番多く、過去3年間の被害額は20,622万円となっており、次に稲の被害が多く2,475万円となっており、その他に麦類、飼料作物、野菜が被害を受けている。鳥獣の種類別ではニホンジカの被害が最も多く、過去3年間の被害額は8,551万円となっており、次いでカラスの被害額が7,587万円、ハクビシンが4,751万円、ツキノワグマが2,373万円、イノシシが1,089万円となっており、その他ネズミやタヌキの被害が発生しております。このような状況の中、市では有害鳥獣対策として生息頭数を減らす捕獲の取組と農作物等を守る取組を併せて行うことが重要であると考えている。 生息頭数を減らす対策としての捕獲の取組については、有害鳥獣による被害防止のため市が策定している花巻市鳥獣被害防止計画においてその年度の捕獲目標を定めており、ニホンジカについては1,040頭、イノシシについては50頭に増やしている。さらに、ハクビシンについては可能な限り、カラスについては2,000羽の捕獲を目標としている。 鳥獣被害防止計画の目標を達成するための方策としては、従来の箱わなやくくりわなの設置による捕獲に加え、通信機器を活用した箱わなの遠隔操作システムやくくりわな捕獲通知システムを導入するなど捕獲対策を強化している。さらに、6月市議会にてICT遠隔監視・自動捕獲システムを活用したイノシシ用囲い罠を2基導入するための補正予算が可決されたことから、イノシシによる被害が多発している西側の地域において運用することを考えている。 併せて、市では平成24年に猟友会の方々を中心とした花巻市鳥獣被害対策実施隊を組織し、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して捕獲活動を実施している。捕獲に関する国の交付金は、ニホンジカについては1頭当たり8,000円、イノシシについては1頭当たり成獣は7,000円で幼獣が1,000円、ハクビシンが1頭当たり1,000円、カラスが1羽当たり200円となっている。さらに、市では国の交付金の交付対象頭数を上回った捕獲頭数分について、市単独で国と同額の補助をするとともに、国の交付金への市単独での補助額の嵩上げを行っており、ニホンジカ、イノシシともに1頭当たり国・市合わせて14,000円、カラスは1羽当たり9,500円を交付している。 捕獲実績については、市全体でニホンジカは令和3年度は1,612頭、令和4年度は1,410頭、令和5年度は1,397頭で、イノシシは令和3年度が82頭、令和4年度が70頭、令和5年度が73頭であった。東和地区では、ニホンジカが令和3年度315頭、令和4年度140頭、令和5年度398頭、イノシシは令和3年度5頭、令和4年度3頭、令和5年度14頭となっている。 その他、花巻市鳥獣被害対策実施隊隊員の確保のため、今年度から花巻市鳥獣被害対策実施隊の定員を160名に増員するとともに、新規狩猟免許取得者に対し、補助率2分の1で網猟免許、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許またはわな猟免許のいずれか1種類の免許取得の場合は上限を5,200円、前述の4種類の狩猟免許のうち2種類の免許を取得した場合は上限を10,400円として狩猟免許取得費に対する補助制度を設けており、令和2年度が11件、令和3年度が14件、令和4年度が8件、令和5年度が7件の利用があったところである。 さらに、狩猟者の確保に向けた新たな取り組みとして、今年度から銃猟を行う狩猟者の装備品の購入費用に対する補助制度を創設したところである。装備品の購入費用に対する補助制度については、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を取得した日から翌々年度の末日までの間にガンロッカーまたは装弾ロッカーを購入した場合で、いずれも補助率は2分の1でガンロッカーの補助額の上限は30,000円、装弾ロッカーの補助額は20,000円である。 次に、農作物等を守る取り組みとして、市では鳥獣被害の防止に効果が認められるものとして全国各地で導入されている電気柵の設置を支援するため、電気柵設置者に対し、個人の場合、補助率3分の2、農業者1名以上を含む3戸以上の団体の場合、補助率4分の3、いずれも上限なしとして補助金を交付している。電気柵は広範囲に設置することで、より被害防止効果を高めることが期待できるが、これまでは補助対象者を市内に在住者に限定しており、市外に在住者の土地がある場合広範囲での設置ができず被害防止効果を高めることができないケースがあったことから、この問題を解決するため、今年度から補助対象者に市内の土地を所有する市外に在住者を追加し、制度の拡充を図ったところである。 電気柵の設置で効果があった例として広範囲での設置が挙げられ、市内ではニホンジカによる被害があった大迫町内川目地区にある小畑畑、イノシシによる被害があった石鳥谷町豊沢地区にある水田において被害の軽減が確認されており、いずれも現地での見学を受け入れていただけると伺っているので、ご希望の場合は農村林務課に相談いただきたい。 今年度からの新たな取り組みとしては、野生鳥獣を引き寄せる原因となりうる不要な果樹の伐採経費に対する補助制度を創設したところである。柿と栗を対象に、伐採を委託する場合の補助率は2分の1、ただし1本当たりの上限は150,000円、果樹の所有者自身が伐採する場合の補助率は1本当たり2,000円で、補助総額の上限はない。 さらに、中心市街地に侵入する熊の侵入経路を特定すること、中心市街地に侵入した場合の早期発見・早期払いのため、熊がカメラに映った際は市の担当者知らせが入るシステムのAIカメラを30台導入し、熊の移動経路と思われる場所14カ所に28台のカメラを設置した。現在は花巻地域と石鳥谷地域を中心に設置しているが、6月市議会において、カメラを10台増設するための補正予算が可決されたことから、今後有害鳥獣対策参加者や市が任用している有害鳥獣の生態などに詳しい有害鳥獣対策アドバイザーの意見を聞きながら、東和地区でのカメラの設置について検討してまいりたい。 市では、有害鳥獣の生態などに詳しい方を有害鳥獣対策アドバイザーとして任用し、各地域に出向き鳥獣被害対策に関する研修会を行っており、令和4年度は6地区で7回、令和5年度は19地区で20回実施した。このような研修会に地元猟友会の会員の方にも同席していただき、地域の実情に応じた取組について話し合い、その内容を踏まえてついで実施可能な対応策を講じてまいりたいと考えている。 その他、有害鳥獣が出没しづらい環境づくりとして、鳥獣の生態に詳しい岩手大学の専門家に依頼し、花巻地域において奥南広域振興局花巻土本センター治水環境課と農村林務課職員により昨年11月6日に市街地に出没する熊の通り道となりうる豊沢川河川敷の現地調査を実施し、花巻土本センターにおいて、岩手大学の専門家意見に基づき、JR釜橋付近と不動橋付近の敷の草刈りを昨年11月13日から15日にかけて実施していただいた。今年度も、国と岩手県に対し河川の草刈り等について協力いただくようお願いをしたところ。国においては花巻地域の北上川の河川敷を、県においては豊沢川、瀬川の河川敷の草刈りを行っていただいた。さらに、県においては、今後石鳥谷の敷丸川の河川敷の草刈りを行う予定であると伺っている。なお、草刈りについて、必要な場所については市でも実施する予定としている。 また、市では森林環境譲与税を活用し、農地周辺の雑草木の刈払いなど、里山の整備に対する支援を実施しているが、年々整備面積が増加しており、東和地域の整備面積も令和3年度1,020a、令和4年度1,120a、令和5年度3,780aとなっている。こちらについては、緩衝帯の整備という効果が見られることから、農地と里山や山林の間の整備をすることにより、鳥獣が出没しづらい環境の整備に繋がっていると考えている。 なお、有害鳥獣対策の取組ではないが、森林の適正管理に役立てていただくため、森林環境譲与税を活用し、令和元年度から令和5年度にかけて市内全域の森林を対象に、航空機から地表に向けてレーザ光線を放ち、地表を三次元で計測するレーザ計測を行い、この計測で得られた樹種、立木の本数などの情報や空中写真、地形図などを森林所有者に提供する取組を行っており、これまで東和地区の森林所有者約300名に情報を提供したところである。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
31	R6.8.23	市政懇談会	谷内	農林部	農村民務課	里山整備に関する支援について	里山整備に関する支援という話があったが、地域からの申請が必要なのか。	この範囲でこういった取組をするという申請をしていただく必要がある。活動の内容については、間伐や刈り払いなど事業メニューとして定められているので、農村民務課に相談いただきたい。
32	R6.8.23	市政懇談会	谷内	農林部	農村民務課	捕獲頭数の設定根拠について	捕獲頭数の説明があったが、頭数の設定根拠についてお知らせいただきたい。 鹿については数が増えてきていると思っており、捕獲の上限を設定する必要はないのではないかと思う。	二ホンジカについては、捕獲をした場合に市に尻尾を持ってきてもらうことによって報告をいただいている。市が設定した捕獲目標については、報告を受けた実数と、環境省の委託事業により岩手県が花巻市内で捕獲した数を合計した数によって算出している。計画を立てる上では、県と協議をして設定しているが、実際は頭数に制限を設けることなく、出来る限り捕獲してもらっている状況である。
33	R6.8.23	市政懇談会	谷内	農林部	農村民務課	熊の捕獲後の対応について	熊を捕まえた際に、なぜわざわざ山奥へ放獣するのか。	【農林部長】 昨年度は、花巻市材木町に出没した熊が親子の熊であったことから、豊沢の奥地に放獣したが、基本的には殺処分をしているところである。 【市長】 昨年の材木町の件は、子熊が最初に出たもので、殺すのはかわいそうだと考えていたところ、親熊も出てきたことから、専門家に人間に対する恐怖心を感じるようなお仕置きをもらった上で、豊沢の奥地に放ったものである。このような対応は例外的なもので、ほとんどの場合は殺処分している。 現在は山の中を探して撃つという猟友会の方も少なくなり、罠での捕獲が中心となっているが、学校の近くに出た場合など罠を仕掛けてもなかなか捕獲できないのが実態である。 熊の頭数調査として、木についた毛を集めて調査するヘアトラップというものがあるが、県全体でも1㎦当たり0.7頭程度のところが多い中、豊沢の付近では1.7頭となっており、市の西側では相当数が多くなっている。 先日、農水省の局長と話をした際に、頭数の調査をするべきだと話をしたところ、調査をするというお話であった。秋田県では相当熊の数を減らしているが、前提として熊がどの程度いるか把握する必要があると思っている。 山林と里山の境が無くなったことによって熊が出てきているということもあるが、熊の頭数が増えて、山奥で食料を確保できない弱い熊が里に出てきているという話をする専門家もいる。現在は人や農作物に被害を与えた場合でないと原則罠をかけられないこととなっているが、より計画的に減らしていくことを考える必要が出てきていると考えており、国や県に対して働きかけをしているところである。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
34	R6.8.23	市政懇談会	谷内	農林部	農村林務課	シカの捕獲について	遠野市では国有林の林道に餌を撒いてシカを集め、ハンターが仕留めるという方法を取っている。近隣の市町村と情報交換をしながらか対策をとれば有効だと思う。 農作物の被害だけでなく、車にぶつかることによる被害も出ていることから、有効な対策を立てていただきたい。	【農林部長】 餌を撒いてシカを集めることについては、捕獲できなかった場合の問題もあると思う。猟友会の方に話を聞くと、銃による猟は冬場がメインとなるが、各地域の猟友会で連絡を取りながら連携して捕獲活動を行っていると思う。 【市長】 実際に捕獲しているのは1500頭近いのに対し、捕獲目標が約1000頭というのはおかしな話だが、農水省から市に来るお金と環境省から猟友会に行くお金が分かれていることから、このようなことになっている。 花巻市の場合、補助金の交付頭数に制限を設けておらず、予算が足りなくなった場合には補正予算を組んで対応するので、獲れるだけ獲ってほしいと思っている。 遠野の方が花巻よりシカが多い状況であり、猟友会の方々も遠野に行って獲りたがるという話を聞いており、捕獲頭数を一気に増やす事が出来るかは疑問であるが、餌を撒いて捕獲するという方法が効果的であれば、猟友会に話を聞きながらそのような対応をすることは可能だと思う。
35	R6.8.26	市政懇談会	谷内	農林部	農村林務課	松くい虫対策に対する森林環境贈与税の利用に係る市道について	森林環境贈与税を使って森林整備を行うことができるのお話があり、森林経営計画を作成すれば補助がもらえると理解している。東晴山の赤松は松くい虫被害により全滅していることから、計画を策定して事業を行えばいいかと思っているが、どのように考えているか。	【農林部長】 山林所有者のデータがあり、所有者の皆様を示して管理をしていただきたいと話している。 森林経営計画については、市で森林アドバイザーを2名任用しており、随時、計画策定などの相談を受けているほか、将来の管理方法についても相談を受けている。アドバイザーは農村林務課にいますので、ぜひ相談いただきたい。 【農村林務課長】 森林環境贈与税については、里山の整備はもちろん、森林関係業者が高性能機械を導入する際の補助、作業者の安全装備品購入に対する補助、シカの忌避剤の補助などに使っている。 さらに、公共施設を木質化する際にも森林環境贈与税を使えることになっており、基金を作って積立をしている。今後、公共施設を建設する際には、森林環境贈与税を使いながら、木質化を図っていく。 【市長】 森林環境贈与税の使い方については、農村林務課でメニューを作っており、一部は今後公共施設を作る際の本質化のために基金として積み立てている。 赤松について現時点では該当のメニューがないと思うが、ある程度市で用途を決める事ができるものであることから、必要があればご提案いただきたい。
36	R6.8.23	市政懇談会	谷内	消防本部	総務課	消防団員の確保と消防車両を運転する際必要となるマニュアル及び中型免許取得に係る助成について	消防団の設備そのもの、特に消防車両については、ほとんどがマニュアル車であり、若い方はオートマ限定の免許の場合も多いので運転できないことがある。更にポンプ車は中型免許がないと運転できないという問題が生じてくると思う。 実際、出動の指令があっても、運転できないため出動できないということが発生することからも、例えばマニュアル車の免許を取るため補助をするといった考えはないか。	消防団の車両について、ポンプ車が2台程度と、積載車を数台ずつ、毎年購入しているが、特殊車両であるために高額である。 中型免許が必要となるのは、多分ポンプ車であり、小型ポンプ積載車であれば大丈夫ではないかと思っている。もしそうであれば、ポンプ車から小型ポンプ積載車に切り替えていくということは、消防団から要望していただければ、検討できると思う。 オートマ車についても、ご指摘のとおりで、今後はオートマ車に変えていく必要もあると思うが、予算の都合上、少しずつ変えていくことしかできない。 免許取得に係る補助については、分団でその実態をお伝えいただき、出動できないという状況があれば、補助することは考えられると思う。まずは実態を教えてください。
37	R6.8.23	市政懇談会	谷内	総合政策部 財務部	秘書政策課 財政課	今後の財政運営と行政サービスについて	人口減少対策について、この地域のみならず全国各地で同じような状況になっており、本当に難しい問題だと思う。 人口減少が進む中、行政サービスがどう変わっていくのか、お聞かせいただきたい。	今のところ、花巻市は他の市と比べて財政的に余裕があり、人口の減り方も、奥州市や一関市と比べると減少の傾向は少ない状況である。以前に発表された消滅可能性都市にも、花巻市は入っていない。 沿岸市町村や遠野市、あるいは県北の状況は大変であり、例えば沿岸のある村では、1年間の出生数が10人もいない状況になっている。総務省の幹部との雑談の中では、単独市町村でできないことが増えていることから、広域行政組合を設置し、例えば学校も含めて統合しなくてはいけない状況になりうると考えているとのことであった。 花巻市はそこまでの状況ではないものの、大迫地域や東地域では生まれる子供が非常に少なくなっている。生徒数から考えると、大迫は単独で学校を存続することが難しくなる可能性があるが、広い地域であり、他の地域に通うことは難しいので、生徒数が何人になったとしても学校は残すべきであると思っている。 花巻市は現在、ふるさと納税による収入もあり、財政的には余裕がある状況であるが、将来的には厳しい時代が来る可能性はある。ただ、住民の生活を守るために、財源が足りないからといって行政サービスを減らすということは、国全体としてできないと思っている。 国では、自治体が最低限の行政を行う際に必要な経費を計算し、税収との差額を交付税として交付することとしている。税収が減った際には交付税を増やすことにより、国として最低限の行政サービスの提供を守っていくことは変わらないと思う。 日本の国債は日銀が買い上げていることから、日本全体が財政的に厳しい状態となった時には、もの凄いい円安となる可能性はあるものの、国として地方を守るために国債を発行することも必要だと思っているし、国としてもそのような対応を取らざるを得ないと思う。 そういったことからすると、税収が減ったからと言って、最低限の行政が花巻市でできなくなるということを考える必要はないと思っている。 市の予算について、今のうちに貯蓄した方がいいという考えもあるかもしれないが、市が破綻しないよう注意しながら、今の歳入は今生きている人達のために使うことを考えるべきと思っている。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
38	R6.8.26	市政懇談会	太田	健康福祉部	健康づくり課	花巻市の医療体制について	<p>花巻病院を除き、かつてあった厚生病院、労災病院、温泉病院は存在しなくなり、ある意味で花巻市民は病院難民と言える。また、救急車を呼んでもその後の行先がなかなか決まらないことがあり、30分ほど出発できないこともあるほか、総合花巻病院や県立中部病院に入院しても10日くらいで退院となつてあとは緩和治療を進められることもあると聞いている。</p> <p>このことから、現在の花巻市の緊急医療体制はどうなっているのか、また、唯一頼みの綱の総合花巻病院は、経営状態について不安視される情報もあるので、総合花巻病院の経営危機の実態とそれへの花巻市の対応及び今後の経営見通しを伺いたい。</p> <p>さらに、花巻市の医療を取り巻く状況認識と花巻市の施策について、第2次花巻市まちづくり総合計画長期ビジョンでは、どのように方向性が示されているのかを教えてください。</p>	<p>岩手県では、令和6年3月に医療法に基づく医療計画と高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療費適正化計画と併せて、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする「岩手県保健医療計画」を策定したところである。</p> <p>岩手県保健医療計画では、地域の特性や保健医療の需要に対応し、保健医療資源の適正な配置、これらを有効に活用し、包括的な保健医療サービスを適切に提供する体制の体系化を図るため、県内を、盛岡、岩手中部、胆江、両磐、奥山、釜石、宮古、久慈、二戸の9つ2次保健医療圏を設定しているところであり、花巻市は、北上市、遠野市、西和賀町の4市町を範囲とする岩手中部保健医療圏となっている。</p> <p>花巻市の救急医療の体制としては、多発外傷や重篤な患者を受け入れする第3次救急医療機関(救命救急医療機関)については、岩手医科大学附属病院岩手県高度救命救急センターと県立中央病院救命救急センターが担っている。入院や手術を要する重症患者を受け入れする第2次救急医療機関については県立中部病院が担っており、軽度な救急医療については、総合花巻病院が担っている。</p> <p>夜間・休日の救急医療体制としては、県立中部病院、県立遠野病院、総合花巻病院、北上済生会病院の4つの医療機関が輪番制により救急受入体制をとっており、輪番制に係る経費については、県立病院は県において負担し、県立病院以外については花巻市をはじめ北上市、遠野市、西和賀町の4市町により均等割、人口割で案分して負担しているところである。</p> <p>また、4つの医療機関による輪番制のほか花巻市民の救急医療を確保するため、総合花巻病院に対し輪番制当番日以外の夜間・休日でも救急の受入ができるように花巻市独自の補助金を交付し、救急受入体制の確保に努めているところである。</p> <p>公益財団法人総合花巻病院の経営危機の原因については、同法人及び同法人の金融債権者の金融機関で構成する金融団が推薦した医療コンサルタントの分析によると、旧病院等の除却費が約8億円のほか、計画段階で花巻市から外部の解体実績のある業者の見積りを取るようにお伝えし、その際の見積りで約6億円とされていた解体費及び土壌改良費が、実際には旧病院解体費は約8億5,800万円、土壌改良費用などが約1億2,100万円、合計約9億7,900万円となっている。</p> <p>さらに、新病院建物及び設備の減価償却費についても、計画段階では令和2年度から令和5年度までの合計で約17億円と見積りされていたものに対し、医療機器について、当初は旧病院の機器を主に使うことであったが、医療の立場から、想定以上に新たな機器を購入したことなどにより、減価償却費が毎年度約7億円となり令和2年度から令和5年度までの減価償却費の合計が約11億円の増加となったところである。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響については、令和2年2月からの感染症の蔓延や院内でのクラスター発生、職員の感染により、予算比で合計約4億円の減収が発生したとのことであり、この減収に対する対応のための借入金も増加しており、これら病院移転費用と新型コロナウイルス感染症の影響が、主に同法人の財政悪化の原因となったものと認識している。これによって、令和5年3月期と令和6年3月期の2事業年度において、債務超過が見込まれたところであり、仮に2事業年度連続で貸借対照表上の純資産額が300万円未満となった場合には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき定時評議員会終結時に自動的に解散することとなり、病院事業の継続に重大な支障が生じる可能性があった。</p> <p>このような状況から本市における医療の中核を担う総合花巻病院を維持していくために同法人と協議し、また、同法人の金融債権者(金融機関)と複数回に渡る会議を重ね、同法人が外部医療コンサルタントによる事業分析に基づく暫定事業再生計画を策定し、市に対して財政支援の要請及び病院の金融債権者(金融機関)に対して債務免除の要請があり、金融機関が合計6億円の債務減免を決定したことから、本市としては、本年3月22日の臨時議会において同法人の支援要請に基づき5億円の財政支援を決定し、同月29日に同法人に対する財政支援を実行したところである。</p> <p>花巻市と金融債権者から合計11億円の支援により、同法人の令和6年3月期の純資産額による解散事由が回避され、病院事業の運営が継続できている状況にある。</p> <p>同法人では、医療コンサルタントが提案する収益改善策や経費削減策を実施するとともに同法人の弁護士や公認会計士の専門家チームの支援を受けて、金融機関に対する金融債務の具体的な弁済計画を含む改定事業再生計画について、9月を目標に策定することとしており、改定事業再生計画策定に向けて、毎月1回、同法人の経営モニタリングミーティングが開催され、同法人と同法人の弁護士や公認会計士の専門家チーム、金融債権者及び市が出席の下、同法人からモニタリングの指標、法人による再生プロジェクトスケジュール、進捗状況等の説明を受け、出席者それぞれから質問や意見を申し上げているところである。</p> <p>また、改定事業再生計画の策定と併せて債務超過による法人の法的な自動解散事由が生じないよう令和6年度中に現在の公益財団法人から公益社団法人に移行することを旨として法人の許認可権限を持つ岩手県に相談し、指導を受けているところである。</p> <p>総合花巻病院は、入院を要する救急医療の第2次救急医療機関として、一部急性期医療も行っているが、主に回復期の方を受け入れる機能や地域生活に戻る支援を行う地域包括ケア病床を備える病院としてその機能を果たしており、花巻市民の健康や命を守るためになくてはならない病院であり、必要な支援を行ってまいりたいと考えている。</p> <p>医療を取り巻く状況認識と施策について、人口減少や少子高齢化により医療のニーズの変化、患者数の減少も見込まれる中、令和6年度から医師の時間外労働規制も始まり、医療を取り巻く環境が大きく変化しているが、花巻市民の健康や命を守るために、地域医療の確保は重要と認識している。</p> <p>第2次花巻市まちづくり総合計画長期ビジョンは、令和6年度から令和13年度までの8年間を計画期間とし、将来都市像を「豊かな自然 安らぎと賑わい みんなでつなぐ イーハートブ花巻」として、その実現のために6つのまちづくり分野を設置している。</p> <p>医療については、「健康・いのち」分野の政策である「健康づくりの推進」において、全ての市民が安心して医療を受けることができるよう、花巻市医師会・歯科医師会のほか県医療局や岩手医科大学との連携により、市内医療機関の維持や診療体制を確保し、地域医療の充実を図ることとしている。また、長期ビジョンの分野ごとに取り組みの主要な事業については、第2次花巻市まちづくり総合計画・前期アクションプランに掲載しており、地域医療体制の推進として、花巻市医師会・歯科医師会・薬剤師会及び医療機関等との連携、総合花巻病院及び市内産科医療機関の医師等の確保、救急医療体制の確保、岩手中部保健医療圏の基幹病院である県立中部病院の拡充及び県立東和病院並びに大迫地域診療センターの維持に関する取り組みなどを行うこととしており、誰もが安心して医療を受けられる環境を目指しているところである。</p>
39	R6.8.26	市政懇談会	太田	健康福祉部	健康づくり課	総合花巻病院について	<p>総合花巻病院は大丈夫ということで間違いないか。</p>	<p>問題無いようにしたいと思っている。</p> <p>財団法人であると、純資産が300万円未満となる状況が2年間続くか解散しなければいけないことになる。それを避けるために今年3月に市と金融機関で支援を行い、債務超過を解消したので、あと2年間は解散となることはない。</p> <p>その期間に何をするかというのが課題となるが、病院は赤字となることが非常に多く、岩手県には20の県立病院があるが、総額で約262億円の赤字となっている。県からの補助を最初に各病院に割振りするため、その補助を含めると黒字となっている病院もあるが、補助がなくなると黒字となっているのは中部病院だけである。県からは全体で230億円の補助が出ているが、それを受けても約32億円の赤字となっている。</p> <p>総合花巻病院についても、借金をして移転しているが、市と一緒に作った計画以上に医療機器の経費が増加したり、解体工事の見積りが甘かったことなどが原因となって債務超過となっている。昨年の3月時点では、今年の3月時点で債務超過にはならないという報告が理事会でされていた。昨年の8月頃に報告があった際には、市から厳しい状況ではないかと話をしたが、病院側は何かかなると主張してきたので、金融機関とも話をさせてほしいと頼んだが、そのような機会は与えられなかった。そうして、11月になってから、債務超過が10億円を超えるという話をしてきたため、金融機関と話をすることとし、12月には状況について把握していることを情報交換し、最終的に市が5億円、金融機関が6億円の支援をすることで債務超過を解消することができた。</p> <p>昨年の6月頃から病院から情報を貰って、専門家の意見も聞きながら立て直しの事業再生計画を作ることができればもう少ししっかりした計画を作ることができたが、実質は12月から2月の期間で作った暫定事業再生計画であることから、金融機関への返済計画なども書かれていない不十分な計画となっている。そのため、今年の9月目途に改定事業再生計画を策定することを約束した。これまで病院側が情報をしっかりと伝えなかったことがあったことから、しっかりと情報を伝えるように依頼をしており、専門家についても、市や金融機関が推薦する方を雇うような方向で動いている。また、今まで情報をしっかりと与えなかった経営陣についてはやめてもらうという話をしていく。さらに、財団法人を社団法人に変えれば債務超過の問題も無くなることから、社団法人化する方向で話し合いをしているところである。社団法人化できるかどうかは県とも打ち合わせしないといけないが、医師の確保についても岩手県と話をしているところであり、医師の確保もしながら、経営を立て直すための改定事業再生計画と一緒に進めているところである。</p> <p>金融機関と市で一枚岩となって病院と話をしており、病院側もしっかりとした改定事業再生計画を作る必要があるということを理解できつつある状況であるので、何とか再建できるよう進めていきたい。</p>

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
40	R6.8.26	市政懇談会	太田	健康福祉部	健康づくり課	総合花巻病院への支援について	総合花巻病院は市にとって重要なものであり、厚生病院跡地に移転したことも良かったと思う。 今後必要な支援をし、病院を残していたきたい。	しっかりした体制が出来上がれば、市が医師の確保にお金を出すことも含めて支援することはできるが、体制ができなければ支援しても効果がないので、まずはしっかりとした事業再生計画が必要である。 奥州市には2つの病院と4つの診療所があり、毎年15億円ほど支援を行っている。岩手県でも20の県立病院に合計で約230億円をつぎ込んでおり、病院の経営は大変なものである。 市としては、病院の再建に成功した専門家に依頼して、医師の確保も考えながら進めていく必要があると考えており、ようやくその方向に話が進んできたと思っている。 花巻にとって一番の中核病院は岩手医大であり、県内で一番の病院である。県内で二番目の病院は中央病院だが、三番目に位置するのが中部病院となっており、中部病院の院長も岩手医大の教授と話をして、周産期医療を強化してほしいと話している。 中部病院は、厚生病院と北上市民病院が合併してできた病院であり、北上市内にはあるもの、花巻市の病院であるので、しっかりと守っていく必要がある。ただし、中部病院では最先端の医療を行うが、10日程度での退院を求められる。そうすると、回復期の病院が必要となり、それに当たるのが総合花巻病院である。そのため、総合花巻病院も守っていく必要があり、そのための対策について検討しているところである。
41	R6.8.26	市政懇談会	太田	市民生活部	生活環境課	市内の水道管の老朽化と更新計画・その進捗状況について	能登地震の復旧関連で、水道管のダメージが大きく、元の生活に戻るのに相当の時間がかかったと伺っている。本年の市の防災訓練は、大地震が発生した場合を想定して実施したが、当地区にも西部活断層があり、とても対岸の火事とは思えなかった。上水道事業は、市直営でないものの、今後の必要な管理を考えると多額の費用と時間を要する問題だと思うので、市内の水道管の老朽化の状況と更新計画、またその計画に基づく現在の進捗状況を伺いたい。	【市民生活部長】 上水道事業は市の直営ではなく、北上市、紫波町、花巻市が参加している岩手県中部水道企業団が行っているところであり、企業団からは、花巻市内の水道管の老朽化の状況及び大規模災害が発生した場合の対応について、次のおり伺っている。 花巻市内の水道管の老朽化の状況について、令和5年度末の岩手県中部水道企業団管内(北上市、花巻市、紫波町)の配水管の総延長は2,674kmとなっており、そのうち、花巻市内の配水管の総延長は1,338kmで、全体の5割を占めている。 水道管の法定耐用年数は40年とされており、花巻市内の配水管のうち、40年を経過した管路の延長は195kmで14.6%となっている。北上市の13.5%、紫波町の9.4%に比べ高い値となっているが、全国平均は20.6%(令和2年度の指標)であり、全国平均よりはまだ低い値となっている。 水道管の更新計画とその計画に基づく進捗状況について、企業団では、管路更新計画に基づき水道管の更新を行っている。 水道管の更新に当たっては、布設年度、埋設状況、事故が起きた際の影響度などを総合的に評価し、更新の優先順位を決めた上で耐震管への布設替えを進めている。 計画に基づく進捗状況は、企業団に統合した平成26年度から令和4年度まで全体で218kmを更新し、そのうち太田地区においては、平成29年度から3年間、漏水が多く発生している管路を優先的に抽出し約3kmの更新工事を施行したほか、折居橋の水管橋の布設替工事や減圧弁の設置等を実施している。 大規模な災害が発生した場合、まずは緊急拠点病院などへの医療用水の運搬給水を優先して行うこととなる。また、医療機関への運搬給水と並行し、太田振興センターなどの指定緊急避難所等に仮設給水タンクを順次設置し、給水車が巡回する方式で飲料水の給水を行う。 発災から2日間程度は他の水道事業者からの応援は期待できないと想定しており、その間は、花巻市、花巻市上下水道組合等の協力を得て、企業団が所有する給水車2台と可搬式給水タンク14基で、一人一日当たり3リットルを目標に応急給水を行うとのことである。 3日目以降は、他の水道事業者からの応援が見込まれ、先般の能登半島地震においても、全国の水道事業者が集結し、応急給水と応急復旧工事を行っている。 企業団では平時から災害訓練を実施するなどの応援体制を構築しており、災害時においても迅速な対応に努めていきたいとのことである。 次に断水への備えとして、災害の規模によっては、応急給水は厳しい状況が予想されるので、市民の皆様には災害時の断水に備えて、ご家庭で一人一日3リットルの飲料水の備蓄を是非ともお願いしたいとのことであった。 【市長】 岩手県中部水道企業団管内では花巻市が一番古い配水管の比率が高くなっているが、全国と比べると古い配水管が多いというわけではない。 企業団でも配水管を少しずつ更新しているが、財源として国の予算を使っており、国からの予算以上に更新をすることはできない状況である。 更新の順番については、企業団で早く対応した方がいと判断してるところから進めているが、結果として花巻市の更新が多くなっている。更新費用は国の予算のほか、該当の市町村で多く出すこととなり、当市においてはお金を出せないから後に回してほしいということではない。市としてもいっしょにお金を出して、できるだけ更新してもらっている状況である。 能登半島地震の場合、3日目には近畿の水道企業団が給水車で応援に行ったが、石川県の受入体制ができていないということで断ったということがあった。岩手県は東日本大震災の経験があり、水道企業団自体もしっかりとしているので、3日目には受入体制が整うとは思いますが、必ず応援を受け入れることができるという保証はない。 能登半島に対するその後の応援については、岩手県では盛岡水道局のみが行っており、花巻市でも職員が行ってペットボトルの飲料を送ったが、中部水道企業団は行っていない。この理由としては、受入態勢ができていないということと、給水車については全国の水道協会などでに依頼するかということが決まっており、岩手県では盛岡水道局に決まっていたため、中部水道企業団には要請がなかったということである。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
42	R6.8.26	市政懇談会	太田	健康福祉部 地域振興部	子ども課 定住推進課	少子化対策の現状とその効果について	<p>市では様々な子育て支援策を講じていると思っているが、花巻市は子育てがしやすいまちとして、どのようなことをやっていて、その事業をどのように周知しているのか伺いたい。また、少子化対策のひとつとして婚活支援策もあると思うが、婚活支援策の現在の状況と今後にどのように拡充していくのかを伺いたい。</p> <p>なお、できれば、これまでの子育て支援策と婚活支援策の効果と思われることを伺いたい。</p>	<p>【健康福祉部長】 これまでの主な子育て支援の取り組みとしては、未就学児の医療費について完全無償化した。また、小学生から高校生までの医療費助成について、令和5年8月診療分からは所得制限を撤廃するとともに、現物給付を行ってきた。また、産前・産後サポート事業、産後ケア事業を実施し妊産婦の心身のケアを行い、不安解消を図ってきたことや、第2子以降の3歳児未満の保育料の無償化、第3子以降の副食費を月額4,500円を上限として全額助成、在宅で育児を行う家庭への支援金の支給など経済的負担の軽減などを行ってきた。 令和6年度は、本市の少子化傾向に歯止めをかけることを目指し、事業を拡充しており、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに関する相談に一体的に対応し、関係機関と連携しながら必要な支援につなげる体制の充実を図るため、母子保健機能と児童福祉機能を併せ持つ部署として、子ども家庭センターを新たに設置した。 また、妊娠・出産・子育てに係る経済的支援の充実として、令和6年4月から妊産婦医療費助成の所得制限を撤廃したほか、幼稚園及び保育園等の副食費の補助対象を第3子以降から全児童へ拡充し、第1子月額300円、第2子以降月額4,800円を上限として助成、ひとり親世帯に係る学童クラブ保育料の減免対象の拡大など経済的負担の軽減の取組を進めている。 さらに、感染症の予防対策として、妊婦と子どものインフルエンザ予防接種費用の助成に加え、新たにおたふくかぜの予防接種に係る費用の助成のほか、医師が必要と判断した不妊治療及び検査費用について、保険適用の有無に関わらず自己負担に対して支援する事業を開始した。このほかにも、周産期医療の維持確保や子育てしやすい環境の充実など各種事業を進めている。 事業の周知については、子育て支援事業や各種手続きのご案内、関連する施設の概要などの情報をまとめた「花巻市子育てガイドブック」を作成し、母子手帳の交付や生後2か月頃に行なっている乳児家庭訪問の際、子育て世帯が市外から転入される手続きの際に冊子をお渡ししており、市のホームページにも電子ブックとPDFデータを掲載している。 なお、冊子は市内の産婦人科・小児科の医療機関、保育施設、小・中学校、図書館、振興センターなどへ閲覧スペースへの備え付けをお願いしており、また、新館2階の子ども課や子ども家庭センター、市民登録課、各総合支所市民サービス課の窓口などで配布を行っている。 花巻市の住民基本台帳に基づく人口動態のうち、転入が転出を上回る社会増が、平成30年度から令和3年度までの4年間続いており、令和4年度は減少に転じたものの令和5年度は再び増加している。令和5年度の年代別社会増減をみると、22歳から24歳の若者の転入が増えているものの、25歳から39歳の転入が増えており、いわゆる子育て世帯の転入が増えている状況にあることから、子育て支援などの各種対策が、一定の成果となって表れ始めっていると捉えている。</p> <p>【地域振興部長】 婚活支援策について、昨年度までは、市内外の婚活支援団体や県が実施する婚活イベントを市のホームページや広報等で周知する形で支援を行っていた。 一方、結婚活動は、例えばマッチングアプリなどのインターネットを通じた活動の普及に伴って広域化しており、市内の婚活支援団体や県が実施する婚活イベントには、参加者があまり多くないという現状であった。そこで今年度は、花巻市が関係団体と連携し、市民と県内外の方が参加可能な広域的な婚活イベントを開催する予定としており、全国で婚活イベントの実績がある専門の事業者に委託しての実施を予定している。さらに、市内の婚活支援団体等にもオブザーバーの形で関わっていただき、結婚活動の広域化に対応するイベント開催のノウハウを市内の婚活支援団体等に習得していただくと考えている。そうすることにより来年度以降は、市内の婚活支援団体等が独自で県外からの参加者を集めた広域的な婚活イベントを実施できるようになると考えている。 また、これまでの市の婚活支援としては、先に述べたイベントの周知に加え、市内の婚活支援団体等の仲介によって結婚した夫婦が花巻市民である場合に、その婚活支援団体等に補助金を交付しており、婚活支援団体では花巻市民の結婚を積極的に推進してくれていると伺っている。 なお、婚活支援策ではないが、結婚された方の新生活の支援として、「結婚新生活支援補助金」制度を設けている。これは、婚姻に伴う新生活に係る経済的負担の軽減を図るもので、住居費、引越費用等に対し補助金を交付しており、夫婦共に39歳以下であれば30万円、29歳以下であれば60万円を補助している。 実績としては、令和3年度は19件、令和4年度は28件、令和5年度は32件の交付をしており、令和5年度からは夫婦の合計所得の要件が400万円から500万円に緩和されたことなどもあり、年々この補助金を活用して新生活を迎えられる市民の方は増えてきている。 また、今年度からは夫婦がともに29歳以下であれば、10万円を加算する拡充を図っているところである。</p>
43	R6.8.26	市政懇談会	太田	地域振興部	定住推進課 地域づくり課	各種支援策の周知について	<p>結婚した方への支援があるということは知らなかった。 こういった情報は広報にも掲載されているか。</p>	<p>【地域振興部長】 広報等でも周知は行っている。 【市長】 子育て支援の冊子をお見せしたが、移住、定住に関する支援についても同様に様々な事業を行っていることから、全てを詳しく広報でお知らせすることはできない。ホームページにも掲載はしているが、冊子として配るのが一番だと思う。 定住支援についても冊子を作るよう指示をしているが、まだできていないところである。 市政懇談会での説明についても、口頭での説明だけで理解してもらうのは難しい。人口の推移などについては、以前に別の会場で使った資料があり、そういったものを使いながら理解してもらう必要があると思う。</p>

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
44	R6.8.26	市政懇談会	太田	地域振興部 健康福祉部 教育部	定住推進課 健康づくり課 教育企画課	太田地区の現状と地域おこし協力隊について	色々な施策があることが分かったが、太田では子どもの数が年々減っており、この先、学校も無くなってしまうのではないかと危惧している。 例えば、地域おこし協力隊の協力を得ることなどはできるのか。	【地域振興部長】 地域おこし協力隊については、市からテーマを示して、それに組みたいという方が協力隊に応募するという仕組みとなっている。 地域で具体的なテーマがある場合にはご相談いただきたい。 【市長】 子どもの数について、花巻市でも5年前は約600人生まれていたが、コロナ禍において急激に減少している。北上市においても、若い人が多いにも関わらず、花巻市と同様に出生数は減少している。 昨年度、中部病院で出産した数は約390人となっており、非常に少なくなっている。工藤医院についても非常に評判のいい病院となっているが、年間300人程となっている。 産婦人科が足りないと言われるが、年間の生まれる数がこの程度であれば、今後は産婦人科が余ってくることになる。奥州市や釜石市では分娩をする病院がなく困っているが、県全体で見ると、出生数が極端に減っていることから、産婦人科が多いという状況になっている。花巻でも工藤医院だけでは足りないと言われる方もいるが、もう一つ産婦人科を作ったとしても両立することはできない。中部病院も産婦人科医が5人いるが、生まれる数が400人未満の状況が続くと採算が合わなくなる。 韓国は日本以上に子育て支援を行っているが、合計特殊出生率は0.7となっており、日本よりも悲惨な状況である。日本もそれに近い状況となっており、市としてできることは子育て支援を進めることであるが、結婚するための支援はなかなかうまくいかない。さらに、結婚したとしても、お金がかかるから子どもは産まないという夫婦も増えており、大変な状況ではあるが、諦めずに頑張るしかない。 地方の場合の大きな問題として、若い女性が一度出てしまつてなかなか戻ってこないということがある。男性は30代付近で帰ってくるが、女性は帰ってこない傾向にあるので、若い女性に住んでもらえるような地域にしなければいけない。 学校についても深刻な問題で、近年の出生数をみると、東和では1学年で20人、大迫では10人程となると想定しており、本来その出生数であれば学校として成り立たない状況だが、大迫や東和の子どもが他の地域の学校に通うことは難しいことから、学校を維持していかなくてはならない。石鳥谷は今後、小学校の統合に向けた話になると思う。湯本、湯口、太田、笹間については、今後どうしていくか考える必要がある。市から統合を進めることはないが、地元の方々も、子どもや孫のためにどうしたらいいかということを考える必要があり、今すぐに統合ということではないが、10年20年後について考える時期に来ていると思う。 教育委員会では絶対に統合させたいという考えは持っておらず、地元の方々と一緒に考えたいと思っている。学校の統合は、市が方針を決定する話ではなく、地域の方々自分たちの子どものためにどうしたらいいか考えなければいけないことであり、市としてはその前に子どもを少しでも増やす努力が必要だと思っている。
45	R6.8.26	市政懇談会	太田	農林部 農業委員会事務局	農政課 農業委員会事務局	農地への太陽光パネルの設置について	リンゴの栽培をしているが、太陽光パネルを設置したいと思い、農業委員会に話を聞いたところ農業振興地域であることから設置できないということであった。 該当の農地は平地ではなく、山を平らにしたところであるので、太陽光パネルを設置できないものか。	農業振興地域内の農用地区域となっている場合は、農地転用することが非常に難しくなっている。法律が変わり、県の目標面積が定められ、農地が目標面積以下である場合には一切農振除外が認められないということとなった。例外として、未来法ということで、県が特別重要だと指定した産業の建物を作る時には認められることとなっているが、岩手県では一つも指定されていない。 岩手県においては令和12年段階で目標面積を下回ると言われており、そうなると農振除外ができなくなるので、市としては反対をしていたが、反対は通らなかった。国会で認められる前には農水省の課長と話をしたが、公式回答としては認められないということであった。局長と話をした際にも、法律に基づいて作られるガイドラインの中でどうにかしてほしいと言ったところ、相談しながら一緒に考えると言っていたが、当てにはならない。 現在の日本の米の生産量は昭和20年よりも少なくなっているが、人口は当時よりも多くなっており、まともな米を食べ始めたら飢えるのではないかと農水省は恐れている。そのため、法律により農地転用を締め付けようというのが、農水省の考えである。 太陽光発電について、詳しいことは農業委員会や農政課に確認いただきたいが、普通は認められないものである。ただし、太陽光発電をしながら、下で何かを栽培するのであれば認められる場合はあるはずである。リンゴの栽培をやめて太陽光発電をする場合に、下を牧草地にするなどで農業を続ける場合には、農振除外をしなくてもできる可能性はあると思うので、担当にご相談いただきたい。 【懇談会後の対応】 営農型太陽光の件については、8月29日に太田地区振興会の平賀会長に説明済み
46	R6.8.26	市政懇談会	太田	市民生活部 農林部 農業委員会事務局	生活環境課 農政課 農業委員会事務局	農地への太陽光パネルの設置について	先月、東京のスカイソーラー株式会社という企業が、上太田と笹間に太陽光パネルを作りたいということで、地域への説明会を開催したいという話があった。説明会では、会社が買い取った土地は雑種地となっているために、太陽光パネルを設置できるということであった。 農地を荒れさせて雑種地とすれば、農地転用することができるのか。	【市民生活部長】 FIT法に基づく事業による太陽光パネルの設置に当たっては、国の指導要領に基づき、地域に説明することがルールとなっている。市としては、事業者に対して指導要領に基づいて地域へ説明するよう指導しているところである。 【市長】 荒れてしまった場合に、農地ではないと判断する権限は農業委員会が持っている。ただし、農作物を作っていないでも、草刈りをしていければ農地として見られるので、普通はそのような対応をしていただいている。花巻市には水田が13,700ヘクタールあるが、そのうち食用米を作っているのが6,300ヘクタールで、残りのほとんどは転作作物となっており、1,900ヘクタールは何も作っていないか自家用の野菜を栽培しているところであるが、それであっても草刈りがされていければ農地として認められる。 国としては、草刈りをしないで耕作放棄地とするのはよくないということなので、草刈りをするよう指導をしている。耕作放棄地となっているのはほんの少しだけで、ほとんどの土地については草刈りをしており、農地として使える可能性のある土地となっている。 【補足(農業委員会事務局)】 農業委員会では毎年、7月と11月の2回、遊休農地の発生防止と解消を目的とした農地の利用状況調査(農地パトロール)を行っている。調査の結果、遊休農地の所有者または耕作者等に対し、今後の農地等の管理方法について書面により確認する通知を発送し、農地の適正管理をお願いしている。 なお、現況が山林化するなど、農地としての復旧が困難であると農業委員会が判定した土地については、当該農地について土地所有者の意向を確認した上で、非農地判定を行っている。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
47	R6.8.26	市政懇談会	太田	農林部 農業委員会事務局	農政課 農業委員会事務局	農地転用について	以前の市政懇談会でも、花巻市の農業委員会は、農地転用に非常に厳しいのではないかと話が出たことがある。今回話に出た農地のように、端の方の荒れてきているような農地は転用させてもらえないのか。	農業委員会が厳しいということはない。 市では住宅を建てるために、高速道路の東側で農振除外の申請をしようとしたことがあるが、県に認められなかった。 何かをするときに県に話を聞くと、そうすると県から農水省に話がいき、認められないことが多い。農地転用に関しては、市に相当権限があるが、実際には県や国に確認することも多く、その結果認められないことが多いというのが実態だと思う。
48	R6.8.26	市政懇談会	太田	農林部	農政課 農村林務課	農地周辺への動物の出没について	2、3年前から動物が増えてきて大変である。	動物が多く出ているというのはそのとおりで、鹿などが出た際には予算に関係なくできるだけ捕ってほしいと言っているが、鹿については遠野の方がずっと多い状況である。 水田活用の直接支払い交付金では、5年に1回の水張りをしなければ補助金がでないということとなった。議論の中では、山の方の水田ではそもそも水が来ないので、水張りができないという話もあったが、農水省は、そういうところはそもそも水田ではないので、補助金をもらうのは間違いであるという話をする。 転作した場合に、果樹や野菜であれば儲かるが、手間がかかるために作れなくなってきており、儲からない小麦や大豆を栽培する場合には補助金がなければやっていけない。このことを農水省に話をする、北海道や東京近郊ではやれているという話をされる。 農水省の理屈に合わないことをすると問題になる可能性があるのでは、気を付けなければいけない。